

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成24年9月18日)

諸岡 覚委員長

おはようございます。先週は議案第84号契約の締結についてというところで途中で終わっておりました。間に連休を挟んでいただいて、委員の皆様も理事者の皆様も、またパワーを注入していただいたかなと思いますので、きょうも続けていきたいと思います。

まず初めに、お手元に追加資料が回ってきております。理事者の方からこの追加資料のご説明をいただいた後、質疑を再開していきます。

では、もうきょうは部長のご挨拶は省略させていただいて、説明をお願いいたします。

益川新ごみ処理施設整備課長

おはようございます。新ごみ処理施設整備課長の益川でございます。金曜日に引き続きまして、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の方に資料をお配りさせていただいております。前回の委員会で川村委員さんの方から、新施設稼働後のごみ処理経費について、それと三平委員さんの方から二酸化炭素の削減についてという、そういった質問に対しまして資料請求がございましたので、これにつきまして説明をさせていただきます。

資料の方、1枚めくっていただきまして1ページをお願いしたいと思います。川村委員さんの方から、この20年間のごみ処理経費について、焼却施設だけではなくて、南部埋立処分場も含め示すべきではないかと。また、廃棄物処理センターの処理単価が燃料費の高騰等で急激に上がった場合、そういったリスクについての質問がございました。そのような点につきまして追加資料として整理させていただきましたので、ご説明をさせていただきます。

それでは1ページでございます。1の新施設稼働後のごみ処理経費の内訳ということでございます。上の段、中間処理ということで、これは焼却施設になります。下の段、最終処分ということで、これは南部埋立処分場の経費ということでございます。上の段につきましては先週ご説明をさせていただきました。それで、下の段の埋立処分場の経費ということでございますが、新しい施設が稼働いたしますと、ほとんどが現在の汚水処理施設の運営・維持管理費ということで、運営段階におきましては処理の費用として年間に8000万円、それと人件費も今の人員体制からかなり少なくなるだろうということで、3名を仮定

させていただきまして、そういった経費を含めまして大体1億800万円、それとあと、汚水処理施設につきまして、これから先まだ数十年間はずっと使っていく予定でございますので、この機能強化に係ります建設の償却費として、大体年間4000万円、それと金利をあわせまして4300万円。南部埋立処分場の経費が年間1億5100万円ということで想定をいたしております。トータルいたしまして焼却施設とあわせまして年間に12億3900万円ということで、これは年間の平均的な経費ということになります。

ちょっと一枚めくっていただきまして、2ページの方のA3の表をごらんいただきたいと思っております。この表の上の3、年度別ごみ処理経費ということで、これが20年間の経費ということになります。一番左の欄に20年間の合計の経費ということで、ごみ処理、償却と破碎を含めまして217億円、それと埋立処分場が30億円ということで、トータル248億円ということでございます。それを平成28年度から平成47年度までの20年間の年度別の経費を表に記載をいたしております。この中で、やはり事業者さんの方から年度間の経費の提案をいただいております。稼働から10年目、15年目あたり、平成36年、37年、38年、それから平成41年、42年、43年につきましては、稼働から10年、15年ということで、基幹的な整備ということで、若干他の年度よりも運営費の方が高くなっておるといった表でございます。一番下が総計した表ということでございます。

その下の表につきましては、搬入されるごみ量、それと副生成物等の発生量の見込みを示した量でございます。

申しわけございませんが、もう一回1ページへ戻っていただきまして、現状との比較ということでございます。現状、平成23年度の運営経費からいたしますと、ごみ処理が15億9900万円、それと最終処分場、これは転送費等の延命化経費が含まれて大体4億円ということで、トータル、年間経費が平成23年度で20億円ということで、1t当たりの処理原価というのが2万1000円ということでございます。新施設稼働後でございます、これは20年間の平均でございますが、先ほどの12億3900万円を年間の処理t数で割りますと1万4100円といった想定をいたしております。

それで、1ページ飛ばしていただきまして3ページの方をごらんいただきたいと思っております。将来のリスクと申しますか、運営に当たってのリスクということでございますが、これはDBOの中で市と事業者が連携してリスクを分担するというところで、長期にわたって事業の安定化を図っていくということでございますが、主なリスクへの対応ということで、維持管理コストの上昇でございます。これにつきまして、見込みより増加したコストにつ

きましては事業者の方で負担をしていただく。施設の性能が保たれなかったために新たに改修とか修繕が必要になった場合には、これは事業者の負担ということになります。それから社会的な要因ということで、例えば燃料とか資材の市場単価が上がったときの変動ということになりますが、これにつきましては市の方での負担ということでございます。市場価格に合わせまして毎年度見直しということになりますけれども、今回、コークスがこの機種独特の特徴の燃料ということでございます。比較的コークスを多く使うということで、この単価が増大したときの状態がどのようになるかということで、ちょっと試算をいたしてみました。コークスが2割上昇した場合に、処理単価が、今1万4100円が1万4300円、5割上昇した場合には1万4700円と。倍になりますと、1万5300円ということで、当初のコストよりもt当たりで1200円ばかりコストアップすると想定をいたしております。

それと売電収入の減少ということで、これにつきましては余剰電力量の低下ということですので、これは事業者の方の負担ということでございます。事業者から電力量については提案をいただいております。その今、市の方で示しておりますごみ量、ごみ質のとおりごみが搬入されたとしたらよろしいんですけども、まあそういった状況にはならないと思いますが、それに補正をかけまして、そこを比較したところ、提案よりも低ければ事業者からその少ない部分につきましてはペナルティーをいただくという、そういった仕組みでございます。そして社会的な要因によるものということで、電力の買い取り単価、これは一応、再生可能エネルギーにつきましては20年間固定ということでございますので、こちらの方のリスクというのは余りないのではないかなと思いますが、非バイオマスの部分、これが大体半分ぐらいに当たりますけれども、これはちょっと単価の変動というのがあるかと思いますが、見込みでは今の11円ぐらいが継続できるのではないかなというふうに考えております。

それと、万が一の事故・トラブルといった経費でございます。これにつきましては今回のDBOのシステムの中で、やはり事業者の方で全て、ごみ処理にかかる経費とか修繕費、そういったものは全て事業者の負担ということでございます。

それと、1枚めくっていただきまして4ページでございます。今回コークスを使用するというので、コークスの使用量の削減技術ということにつきまして三平委員さんの方からお尋ねございました。いろいろな技術を駆使されて、技術が向上してきておるわけでございます。上の方の1番のところに、ちょっと専門的な用語ではございますが、羽口の多段化技術ということで、これは空気の吹き込み口をたくさんつくって空気量を制御・調整

して燃焼効率を高める、すなわちコークス量を減らすといったことをごさいます。可燃ダストの吹き込み技術とか送風加熱技術といったことも可燃ダストをコークスの代替として利用することによって燃焼効率を高めてコークス量を減らす、そういった技術提案がなされておりました、当初、新日鉄エンジニアリングさんが昭和54年に納入した釜石市のシャフトの炉に比べますと、現在ではコークスの量が7割ぐらい減っておるということをごさいます。

それと、本市とのコークス使用量比較ということで、連休でしたもので、できるだけ範囲で調べたところの結果なんですけれども、他市と比べてコークス量がどれぐらい減っているかといった表をごさいます。亀山市さん、平成12年に建設されております。今の提案との比較になりますと、倍ぐらいのコークスの量を使われているというふうに聞いております。かずさというのは千葉県の4市の第三セクターということで、これは建設が平成18年なんです、これでも1.7倍、名古屋市は鳴海にごさいますが、これは1.3倍と。最近では姫路市が稼働いたしておりますが、これは1.5倍ということで、各自治体におきまして処理するごみの質とか灰分が異なりますので、必ずしもコークスの使用量が一律に比較できるというものではごさいませんが、本市といたしましては、最新の技術を提案していただいているというふうに聞いております。

説明につきましては以上をごさいます。

諸岡 覚委員長

資料の説明は以上のとおりをごさいます。では、質疑に移ってまいります。金曜日、どなたの質問で終わったか、ちょっと記憶にないので、もう一回フリーで最初から仕切り直しできようはいきますので、ご質疑ごさいます方は挙手願います。

川村幸康委員

多分、様式は設定せずに入札したんやで、コークスを使ってするということについての優位性というのを説明しようと思うと、ごみ全体の処理する中でどうやという視点がないとあかんだかなと思うので、資料を出してもらったんですよ。要は、特徴としてはやっぱり埋立処分場を掘り起こして燃やすこともできるわけやで、今まで累計にすると膨大な税金を使うとったと思うんですよ、南部埋立処分場の延命策に毎年毎年。それが逆に言うと、できることによってできるというのが一つの特徴かなと思うのと、もう一個は、県の事業

でやっとなったガス化溶融で幾つか多分勉強になったことは、ごみ質やろう、ごみ量やろう、それから燃料代の高騰、そういうことであそこは閉めたわけや。考えられやん閉め方したわけや。一つには、県に言われたのは、四日市市がちょっと冷たかったで閉めざるを得んようになったというような説明もあったんやわ、委員会でな。確かにあったと思うよ。うちが持っていかんと、よそへも持って行って事業団に相当迫ったから、ああいう形になったと思う。その辺をやっぱり四日市市としては一つ参考にしながらごみ処理をやらなあかんのかなというところはあるで、そういう意味で言うと、きょう出してもらったのを、これは委員会で説明してもらおうたで間違いなことなんやろうけど、争ったときにもちゃんと勝てるだけの何か、契約か文言かなんか取りつけてあるのかなと思って。要は、事業団でも最終的になんとかという、伊勢市やら含んだ、持っていきますよというところで事業体で組んでおったけれども、事業者との関係や県との関係の中で問題が発生してから協議して決めていくというのはあるんやろうけど、現実的に解決するのはな。ただ、せめて今、最後の将来のリスク対応についてのこの辺の話の言葉が、ある程度、処理つかんときは第三者機関へもっていかなあかんわけやろう。変な話、裁判沙汰になろうと思うんやわ。そのときでも、この私らに今説明しとるようなことのリスクはこうしますよというのが事業者との間でとれとるのかどうなのかなと思って。そこらが大事かなと思うんやけど。

益川新ごみ処理施設整備課長

委員さんの心配ごもっともでございます、そういった対応につきましては、運営・維持管理契約の中でそういったことを全て網羅させて契約をするといったことでございますので、こんなペナルティーなんか結構あるんですけれども、それは契約書の中でうたっております。

以上でございます。

川村幸康委員

そうすると、もうこのことを満額契約書の中で全部うたわれておるということでええの。

益川新ごみ処理施設整備課長

そのとおりでございます。

川村幸康委員

はい、わかりました。

諸岡 覚委員長

一旦よろしいですか。

川村幸康委員

はい。

諸岡 覚委員長

他にございますか。

三平一良委員

その地震の際の質問をしたわけで、そうすると、自然災害による被害についても事業者が復旧するということでええわけね。

益川新ごみ処理施設整備課長

これは建設工事全てにおいてなんですけれども、やはり自然災害とかの不可抗力、そういったことに対しては市の方で負担せざるを得ないかと思いますが、今回、その地震に対する提案をいただいておりますので、そういったことがきちとなされていなければ、それは損害賠償の対象にはなりますが、きちとされた上で、本当に想像もできないような災害があった場合については、これはもちろん協議という形を経た上で、どちらかが負担するかということになるかと思います。

三平一良委員

いや、その僕が質問したときには、震度5で炉がとまると。その中のものを固まる前に取り出すのは事業者がやると言われましたやんか。その辺のところは事業者がやるというお話やったもんで、自然災害についてもということで聞いたんやけど。

益川新ごみ処理施設整備課長

そういった作業上のことについては、当然、事業者の方できちっと作業していただいて、責任持ってやっていただくということでございます。

三平一良委員

それはそうすると契約書の中にうたってあるわけね。

益川新ごみ処理施設整備課長

まず、細かいそこまでのことは契約書にうたってはございませんけれども、これはこれから設計協議とか、それからまだ建設までに1年間ございますので、そういったことについてもきちっと話をしながら協議を進めていきたいなというふうに考えております。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。他にございますでしょうか。

川村幸康委員

川越町や朝日町との契約はそれに連動するみたいなことでここに協定書に書いてあるけどさ、私らに説明しておくようなことはあらへんの。例えば、あそこ、修ちゃんが行ったところ。朝明衛生組合でも、一部事務組合つくったりしてますやん。これはせえへんわけや。その中で、あそこで処理する案件もあるやん、あれ。組合負担でな。その都度その都度動いていったときに処理していかなあかん案件、一部事務組合つくってやっとなる方式とな。これは一部事務組合使わんとやる方式やん。一部事務組合つくるといふことは何らかの意義があるわけやろう。これはつくらんとやっていくわけや。それは四日市市にとってはどういう考え方でそうなったのかなと思って。要は、負担割合を含めるのは議会でも議員説明会でなされたけど、それ以外の何かこう、私らに説明せなあかんようなものが発生するおそれがあるの。あんまりわからんのは、一部事務組合にせんとこれはいくんやで、朝明衛生組合とよう似たものなんやけど、この枠組みはな、基本合意も。仕組み的に一部事務組合をつくることによって処理できる案件が処理できやんだり、どういうことが考えられておるのかなと思って。

田中廃棄物対策室長

こちらは、今回事務の委託というやり方をとっておりますので、基本的には市議会の方で予算執行なり議決された案件について、例えば災害とかいろいろ起きたものについては、向こうはもう完全に負担すると。いわゆるこちらが主で向こうが従という関係になってまいりますので、例えば新たに協議が出てどうのこうのとか、そういったのは出てこず、この市の方が主体的にやった部分に対しては基本のご負担いただくというふうな形になります。

川村幸康委員

もう一つ、多分あそこは北勢流域下水道で、県の指導も入ってああいうやり方をしたのかなと私は思っとるんやけど、今回、県のそういう関与というのはあらへんの、広域でやるのに対して。例えば補助金とか考え方な。だから、要はガス化溶融で、向こうへ持っていくときは県のそれなりの負担はあったわけやんか。負担割合を決めとったわけやんか。これは今回は一部の事務を委託するということで、多分川越町と朝日町は否応なしに四日市に従うということになるんやろうけども、そこにおける中で、いや、疑っとると違うに。もう契約するぐらいでさ、してしもうてから、ああやった、こうやったという話じゃないように、私らにそこらの説明だけは明らかにしておいてほしいなど。

田中廃棄物対策室長

こちらは県の関与というのは、一応この文面に関しての事前の確認ということにはございますけれども、その内容について県は基本的には、例えば負担割合がどうか内容がどうかというのはないですが、その内容について、いわゆる後でそごがないかどうか、そういった意味の確認が行われているというだけで、今回、この議決いただいて双方が調べば、県はあとは告示するだけ、そういった形になります。特段の、例えば補助金等の関与とか、そういったことはございません。

川村幸康委員

例えば、四日市と朝日町、川越町だけで県は知りませんよと言うけれども、例えば負担の額がもっと四日市に有利になっておった場合に、2町にとっては不利なわけやろう。その分何らかの形で、多分2町は県に対してお願いはするわな。そういうことはあらへんわけやな。いや、そういうことを聞いておきたい。何でかということ、朝明衛生組合の場で県

のお金も出とるでさ。今回、一部事務組合を組まんことによって四日市は県のお世話は願わんわけやろう、これ。そこらがよその市町を見ると、県の、例えば広域でやっところは、まあもめてもおるけれども、松阪なんかでもめとるやんか、あれ。あのときに、もう県も仲裁に入ろうとしとるやん、今。そのときの兼ね合いというのはどういう考え方のかなと思って。

田中廃棄物対策室長

今回のこのごみ処理に関してなんですけれども、基本的な負担割合というのは、もう双方で話し合っ決めてくださいというのが県のスタンスでして、特段、お金とかそういったものが今回は出ておりませんので、私どもで今回議決いただければ、それでも県の関与というのは基本的に発生しないということになっています。

川村幸康委員

いや、だから、県の関与を発生させた方が四日市市にとっては有利やったんと違うのかなと思うとるだけやに。県に相談かけていく中で、それこそ四日市から県にもう税金は行っとるわけやで。朝明の処理でも県のお金は入っとるわけやし、広域の処理でな。これも広域やさ。1市だけと違うわさ。そうすると、やっぱりそこらをきちっと、建てたでおまえらで勝手に決めたんて後で言うてきても知らんと言われる前に、本来はこれは言うておくべき事柄やったんかなというふうに思うんやけどな。お金をもらえるやろう。

諸岡 覚委員長

いかがですか。

田中廃棄物対策室長

今回のいわゆるごみ処理に関しましては、建設費に対して国の交付金というのが入っまいますけれども、それ以外の例えば処理とか実際の云々になって県の方からの支援はなくて建設地の負担金のみで、あとは全て市町の負担という形になってまいますので、そういったこともありまして、例えば中に入ったから県から何かもらうとか、そういったことにはならないのかなと思っております。

川村幸康委員

だから、物をもらえということの中で、考え方なんやけど、事業団は、これは失敗せんとやっとなるわけや、ずっと恐らく。事業団のあの処理の仕方が失敗しとらんで、四日市は多分自前でこうやってやらんと、自分のところでそこまで、最終処分はあそこへ任せとったわけやん。違う。事業団が閉めたことによって次の変化が生まれたんやろうけども、そうしたら県の関与はなくなったんやろうけど、県の責任ってあらへんのかなと思って、広域で処理する上においてな。これがまた四日市単独になれば別なんやろうけど。市域を飛び越えてやる処理やで、そこが四日市市の市役所の中に視点があつたかなかつたかやな。全然今初めて言われて考えたというか。

中尾環境部理事

事業団につきましては、平成14年に稼働して15年ということで、平成29年までが当初の契約でございました。それ以降は基幹的改修がふえるということで、いろいろ問題になってt当たり4万5000円とか実費が5万7000円とかかかかっていましたが、それが6万円、7万円となってきている中で、各構成員の議会等からもいろいろなご意見をいただきまして、ああいう閉めるという結果になりました。

今回、事務委託、うちの新ごみ施設につきまして受け入れに当たりましては、当然、国の施策で広域処理というのがいろいろたわれておりまして、国の方針でもございました。100度未満は交付金が出ないということもありまして、まあこれは朝日・川越側なんですけれども、朝日町・川越町のごみを、今まではいろいろ民の契約のような形で受けていましたけれども、事務委託ということで今回議会に示させていただきまして、四日市が責任持って処理すると。負担金につきましては朝日・川越は四日市の決めに従って支払うというような形で行うことになりました。

川村幸康委員

いや、それは理解しとるんですよ。私が言うところ考え方というのは、市にも検討してみたけどそれは全然ということやったんか、検討すらせんだんかさ。いやいや、もうそんな検討する必要ないというならそう言うてくれればいいに。でも、多分俺は、事業団が平成29年までは持とったんやったら、多分そうしとったんやろうで、その考え方はどういことやったんかということぐらいは一回ぐらいは議論して、その上でどういことやっ

たんやというのがあってもええのかなと。

須藤次長兼生活環境課長

広域で事業を行うべきか、単独でやっていくべきかということにつきましては、ケース・バイ・ケースになってこようかと思えます。し尿処理につきましては朝明衛生組合という形で広域で処理させていただいておりますが、これは一部事務組合という形をとっておりますのも、極めて地域にとって迷惑施設であるものを、立地場所としては川越町地内ということで選定しております。そういう中で、四日市市もその設置については主体的に取り組まなければなりません、当然、川越町さん、地元もその運営には入っていただかなければなかなか立地が難しいというような事情もございまして、一部事務組合という形をとらざるを得なかったのかなというふうに考えてございます。

環境保全事業団の廃棄物処理センターにつきましては、灰処理を行っていくという施設でございますが、四日市市の焼却施設は灰の溶融ができないという中で、灰の溶融処理をしていくという施設を単独でつくるというのはなかなか規模的にも難しいという中で、三重県が中心になって広域の処理をしていく施設を設置した、このような性質のものでございます。ですから、どういう形でその処理をしていくのか、広域か単独か、それも一部事務組合か、今回のような事務委託かというものにつきましては、その性質、施設の役割によっておのおの選択をしていくべきだろうというふうに考えてございます。今回のごみの焼却ということにつきましては、基本的には四日市市のごみということですが、川越町、朝日町につきましてはごく少量のもので処理をしていく必要があるという中で、そういう一部事務組合をつくって共同でやっていくよりかは、事務委託というのが事務的にもおのおの負担が少なく、運営も円滑にいくもの、そのような判断の中でこのような手法をとっていったということでございます。

川村幸康委員

例えば今後は新しく入れてほしいと言うてきたときも、そうすると、その対応で対処はできていくということ。例えば菰野町とか東員町とかあっちもあるわな。そこのごみを受け入れていくとなると、だから県は県で、広域で灰のその部分だけ請け負ったるよというような、一つの県の考え方もあるし、県としての指名枠みたいな、広域行政という中であれはあったんやと思うと、今回これでもう決まっていくで、これ以上何もなぶれへん

とする中で、次、菰野やあの辺、周りも入れてきてくれというのは私らの中では予見できともんで、ひょっとすると来るのと違うかなと。四日市のごみ量も減っていく中で、ごみ量を確保せなあかんやん。そうなると、少しは隣町まである程度入れる中で来るということを考えておくと、この今の体制というか、来るまで走っていってもうまくやっていけるのかどうかというのが、わからんけど何となく感じるものでな、隣の市町をふやしていこうとするときに。

須藤次長兼生活環境課長

現状、今回の新ごみ総合処理施設の処理能力は、もうぎりぎりで行っております。今後ごみが減っていくという想定の中でぎりぎりのところで当初の処理能力は設定しておりますので、今のところ、全くよそのごみを受け入れるというようなことは想定してございません。ただ、そろばん勘定からすると、規模が大きくなる方が処理単価は安くなってくる。四日市市民にとっての負担は、ようけ処理した方が負担は少なくなるというのは、もう事実でございます。ただ、一般廃棄物につきましては自前で処理するというのが原則でございます。それと、よそのごみを受け入れるということにつきましても、市民の皆さんの理解もどのようなところにあるかということもでございます。ごみ焼却工場を受け入れただいておる地域の皆さんの感情というものももう一つあるかなというふうに考えてございまして、現在のところ、他都市のものをどんどん受け入れて四日市市内で焼却していくというふうな発想は今のところ持ち得ていないというところでございます。

川村幸康委員

これは意見として、ただどやっぱり可能性としては、四日市のごみも減っていく中で、ある程度、どんどん入れるという話じゃなくて、多分、相互扶助というか助け合いの精神からいくと、恐らく単独であそこの町だけでやるというのも物すごくコスト高になっていくんやろうなと思うと、今、田中市政が言うておるように、北勢市を目指すぐらいの大きな広域化を目指していく中でいくと、このごみ処理施設というのはそういう意味ではどっちにしても魅力のある施設にもなるわけやで、私としてはやっぱりそこら契約、これをつくっていく中において受け入れる体制の方のあれがどういうふうに、チャンスをなくしておいてはあかんと思うとるんやわ。もう全然入れられませんよというようなシャットアウト論の体制よりは、少し柔軟にどっちにでも対応できるというようなことは考えておいた

方がええのかなという、もうこれは意見やわな。

以上です。

三平一良委員

今、川越町、朝日町から建設費を含まないということで3万円で処理しとるわけやね。すると、今度は事務委託でやるということで、その現状と将来との試算はしてみえる。負担について。

田中廃棄物対策室長

こちらは現状、今、川越町の方から3万1500円というようなお話がありまして、約8000万円超いただいております。それで、今度どうなるんだというようなお話で、それとさっきの資料の方で建設時に幾らほどもらうというのと、それからランニングで年間4000万円程度もらうとかというような話があったと思いますが、金額的には、まだこの中に最後に壊したときの費用もいただくというようなことまで朝日・川越町とはもうお話になっておりますけれども、そういったものを全部考えますと、今いただいております額と、それから今後、建設時に一旦金でいただくお金、それから20年間でいただくお金、解体時にまたいただくお金と考えますと、基本的には今、年間八千何百万円いただいている額とほとんど変わらない形です。ずっとうちに入ってくる、そのような形になると思います。

三平一良委員

わかりました。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。他にございますか。

竹野兼主委員

今の話、ずっと聞いていて、要するに、川越町とか朝日町のサイズでいうと、同じように灰をどこかで処理せないかんという状況の中で、四日市市がこの金額で助けて上げるよという感覚、向こうからすると、もうそれをお願いせんことには自治体としてのごみ処理ができやん状況にあるのではないんかなと思うんやけど、それでええんかな、今の考えと

る部分のところでしょう。

須藤次長兼生活環境課長

ごみ処理ができないという状況、まあ単独で朝日町さん、川越町さんが処理工場をつくるということは現実的でないだろうというふうに考えております。四日市市が受け入れできなければ、また他の都市あるいは民間事業者に委託して処理をしていくということになるかと思いますが、地理的なことを考えれば、四日市市が受け入れるのが一番合理的な処理方法かなというふうに考えてございます。両町にとりましても四日市にとりましても、共同でやっていくということはどちらにとってもメリットが出るのかなというふうに考えております。

竹野兼主委員

今言われるみたいに、近隣の地区、これまでにずっと歴史的な部分とか三泗地区の共同でという部分で、お互いがメリットがあるという形、それで市から見ても、やっぱりいろいろな説明の中でいけば、分担してもらう費用というのは結構、t 当たり高い金額という部分であれば、市としても大きなメリットがあるという話も聞いていたので、お互いの助け合える環境にあって、それは市にとってメリットがあるよということで今回の事業の委託という形がつけられたということで思っていて、それで合っているわけですね。

須藤次長兼生活環境課長

当然に、朝日町・川越町を助けに行くためのということだけではなくて、処理コストから考えても、両町のものを受けた方が四日市市の処理単価も下がるというところがございます。また、その考え方も処理量割で単に負担割合を決めるのではなくて、5%の部分は均等割をさせていただくということがございまして、四日市市のメリットも十分そこで発生しているというふうに考えてございます。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。他にございますか。

加藤清助副委員長

きょうの追加資料じゃなくて、前もらった追加資料で、4ページに評価された項目と主な提案というのがまとめられていまして、その4ページの一番下のところ、地域経済への貢献というところで、前回説明をいただいたときに、全体の40%を市内へという、そういう地域貢献というふうに説明がありました。評価採点の方も3者のうちこの新日鉄が非常に地域貢献でも高い得点をされているゆえんかなというふうに思うんですけれども、この40%というのは何に対する40%というふうになるんですか。

益川新ごみ処理施設整備課長

今回の建設と運営事業合わせまして契約額が307億円ということでございますが、それに対する4割ということでございますので、それぞれ建設の4割と運営の4割と、そういうことではなしに、307億円に対する4割ということでご理解いただければというふうに考えております。

加藤清助副委員長

すると、トータルの307億円の4割を市内に発注なり、もしくは業務委託だとかでかかってくるということなんだろうと思うんですけれども、それは検証はどうやってしていくかなと思って。その事業者は元請けしますよね。個別に必要な事業、仕事を市内業者に発注するんだと思うんですけど、それは事業者からこの部分、これだけの金額の工事を市内業者に発注しましたよというので、積み重ねて市の方は検証されるの。

益川新ごみ処理施設整備課長

先ほど委員が言われたとおりでございます。

三平一良委員

このほかに建設費、トータルの費用はここにうたわれておるけど、その建設を監督するという仕事があるわね。そういうものもトータルでくくっていかんと、最終的にどんだけ要ったというのがわからんわけやわな。その辺はどこにうたわれておるわけ。

益川新ごみ処理施設整備課長

今回、契約議案ということでございますので、建設にかかりますのは140億円程度で

ございますが、イニシャルコストといたしまして、これまで造成工事、それと土地の取得費、それと先ほど委員言われたような管理委託、それとあと電力の方も特別高圧でございますので、そういった工事の負担金、そういったもろもろを含めると大体160億円程度、この建設以外に20億円ぐらいかかるというふうなことになります。

三平一良委員

160億円と20億円の、何て、どれだけかかるって。

益川新ごみ処理施設整備課長

建設以外に20億円ぐらいかな……済みません、25億円かかります。

三平一良委員

だから、トータルでこれだけ要りましたということをしっかり把握しとらんと、これだけでできたのかなというふうなことを思うのです。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。他にございますか。

川村幸康委員

この間のやつの説明はもう聞いたよね。

諸岡 覚委員長

この間のやつというと。

川村幸康委員

地元の潤滑油としての対策費のやつを、それ以外も全部、あれで全部やった、全部出した。

諸岡 覚委員長

それは別件の話で。

川村幸康委員

いやいや、だから別件やったけど、それ以外にもうあらへんということでええんかなと思って。

諸岡 覚委員長

それは全体会に上げましたので。

川村幸康委員

いやいや、それはA E Dの件やんか。それ以外にはもうあらへんのやなと聞いとかなと。

諸岡 覚委員長

ちょっと待ってください。それはこの契約の締結とは全然関係がない話なので、それについては全体会でまた議論ができる、全体会で資料請求していただいて……

川村幸康委員

全体会で議論するんやけど、わけのわからん話やったらあかん思うて、ほかにはもうあらへんのやなということ。

諸岡 覚委員長

ちょっと待ってください、それはこれとは全く関係ない。これを一旦採決終わった後、もう一回話してもらいますので、一旦、これとは別の話でさせてください。

それでは、質疑を終結し、念のために討論に移ります。討論はございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

討論なしと認めます。

採決に移ります。議案第84号契約の締結について、本件を可決と決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

異議なしと認め、本件は可決と決することに決まりました。

〔以上の経過により、議案第84号 契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する〕

諸岡 覚委員長

それでは、議案第90号はもう既に採決が終わっていますので、これから公害に関する資料館に参ります。その前に、今、川村委員からちょっとご意見がございました件について発言を許します。

川村幸康委員

全体会に上げることは決まったんですけども、委員会の審査の中でそういうことがわかってきたけれども、もうそのほかにはないのかなということだけは委員会としては聞いておいた方がええのかなと思って。あるならあるで。

諸岡 覚委員長

わかりました。それでは、議案第73号の決算認定に関する分野なんですけど、これについては、もう質疑、採決全て終了しておりますして、先ほどのA E Dについては全体会に上げていくということで確定しております。これについて質疑はもう行いませんし検討も行いませんが、全体会に向けての確認事項として、他にそういった地元対策費用があったのかなかったのか、そしてあったとしたら、今わかる範囲で口頭でお答えいただき、なおかつ、もしあればそれを一覧の資料として全体会に上げていただくことを要望いたします。とりあえず、口頭で答えられる範囲をお願いします。

須藤次長兼生活環境課長

先週のご質問の中で、北部清掃工場、既存の工場でございますが、これの管理運営費で、

地域の、特に垂坂町地内での環境整備ということで、草刈りをしたりだとか、場合によっては補償的に井戸を掘って用水に供給しているとかというようなことは、環境整備費といいますが、管理運営費の中で実施しているものが経年的にございます。

諸岡 党委員長

草刈りと井戸以外はないということですね。

須藤次長兼生活環境課長

道路、水路の補修等でございますが、経年的に毎年数件実施してございます。

諸岡 党委員長

そういったものを、それでは全体会に向けて一覧にさせていただきまして、資料として提出をいただきますよう要望しておきます。ということでよろしいですね。

川村幸康委員

はい。

諸岡 党委員長

それでは、公害に関する資料館についてに移ってまいりますが、時間もほどよいところに来ましたので、一旦休憩をとります。11時再開とし、その後ノンストップでお昼までいきます。

なお、先週私、これを1時間程度で打ち切ると申し上げましたけれども、若干私の認識が間違っておりまして、1時間では理事者としては全体会に上げるかどうかというのはなかなか難しい部分もあるだろうと思いますので、きょうはあえて時間制限を設けずにこれについてはやっていきますので、恐らく午後かかっていくのかなと思いますが、時間を気にせずに委員の皆様方もご質疑していただきますようお願いいたします。

11時再開とします。休憩に入ります。

10：48 休憩

諸岡 覚委員長

それでは定刻になりましたので、再開いたします。

読み上げませんが、各種新聞社、報道の方も傍聴にお越しいただいておりますので、報告しておきます。

それでは、（仮称）公害に関する資料館について、3月定例会議会におきまして予算委員会において附帯決議がなされておりましたが、その附帯決議の解除要請が理事者の方から上がってまいりました。予算常任委員会のルールに基づいて、まずこの分科会で議論を行うということですが、このルールについて金曜日も申し上げましたけれども、再度事務局の方から各委員会、分科会で統一の書面がありますので、朗読をしていただきます。事務局、お願いします。

櫻井議会事務局主幹

それではまず、予算常任委員会の運営に関する申し合わせの部分を朗読いたします。附帯決議を付した事項の取り扱い。1、予算常任委員会で附帯決議を付した事項の取り扱いについては、原則として、まず所管分科会で取り扱い、分科会での協議を経た後に全体会で取り扱うものとする。2、附帯決議を解除しようとする際の取り扱いは、原則として全体会で取り扱うものとし、全体会で附帯決議を解除することについて協議し、採決によりその可否を決定するというものです。

あと、先週、9月14日の予算常任委員会理事会におきまして確認いただいた事項でございます。1、分科会では附帯決議にかかわる採決は行わない。2、全体会では分科会での協議についての分科会長報告は行わない。以上のように決定しております。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

念のため、補足でもう少しお話しさせていただきますと、この前、この場で予算常任委員長からもお話しいただきましたように、この場はあくまでも理事者が全体会に上げるかどうかの判断の権限を持っておりますので、全体会に上げるかどうかを判断していくための参考の会議という、そういった位置づけの場でございます。それを踏まえた上で進めて

いきたいと思います。

それでは、理事者に説明を求めます。

樋口資料館準備室長

おはようございます。環境保全課資料館準備室長の樋口です。よろしくお願いします。

お手元にお配りさせていただきました予算常任委員会都市・環境分科会資料に基づき説明させていただきます。資料にはA3の資料で資料1から資料3までございますので、よろしくお願いします。ちょっと順番は後ろになりますが、資料3の右下の方をごらんください。

諸岡 覚委員長

ちょっと待って、資料3ってどれになるのかな。ああ、わかりました。

樋口資料館準備室長

申しわけございません。3枚目になります。

諸岡 覚委員長

この冊子のやつの3枚目ですね。

樋口資料館準備室長

はい、冊子の3枚目になります。

概要を説明させていただく前に、まず附帯決議の内容でございます。右下の二つ目の枠でございます。（仮称）公害に関する資料館の整備予算にかかる附帯決議について。「公害に関する資料館予算のうち展示計画及びレプリカ作成業務委託予算（3900万円）については、基本計画（立地場所、事業効果、全体事業費、財源を含む）の策定後、議会への報告の上、予算の執行を行うものとし、国・県への整備費補助要請については並行して強力に行うこと。」という附帯決議をいただいております。この附帯決議に基づき、今回、基本計画の内容について報告させていただくものでございますので、よろしくお願いします。

資料1に戻っていただけますか。（仮称）公害に関する資料館基本計画案の概要でございます。本冊についてはちょっとボリュームが多いので、この概要に基づき説明させてい

ただきたいというふうに思います。

川村幸康委員

そもそもの話を少ししてもよろしいか。

諸岡 覚委員長

それは説明が終わった後ではだめですか。

川村幸康委員

私が前の委員会のときに言うたんやけど、教育委員会に行くんやったら教育委員会の説明があるべきやろうし、公害に関する資料館のあり方検討会を含めてやってきたけど、全くそこはノーになったんやったら、今度は博物館のあり方検討会でのポジショニングでせんと、結局所管が、それは多分説明、ルール上、今、附帯決議を議会もつけたんやけども、全然違うところに今移っていったんかなと思っておるもんで、委員長の判断としては、だから理事者側が権限を持つとるもんで、この附帯決議について、それまでは環境部でヘルスプラザでやろうとして進めとったんやけど、あかんなということになりましたやんか。それで次、議員説明会で説明を願ったときには、今度は資料館を博物館に併用してやっていくという話になりましたやんか。その前はあかんだらここという話もあったんやけど、博物館に決めたわけですよ、市の方針でそのときの説明では。認める、認めやんは別に。そうすると、この間のときに公害に関する資料館のあり方検討委員会と、普通我々も議会として結構尊重しとったのは、市長の諮問機関であるあり方検討会なりあり方検討会が示した方向は今回バツになったわけやな。それで次、それでもあり方検討会のことはやってるわけやないですか。それと、博物館の中へ入っていくということで行くと、博物館運営協議会がありますやんか。その辺を置いて議論してもええのかなというのは私はあんまりようわからん。だからこの間の全協でも私は言ったのは、それは議論する場所がばらばらと違うかなと思って。その辺の整理だけを少し。そうでないと、その関連という意味がわからん。

諸岡 覚委員長

この場でこの議論をするのが適正であるのかどうかというそもそも論なんだと思うんで

すけれども、以前、全協、たしか議員説明会だったか予算常任委員会か、ちょっと記憶が定かじゃないですけれども、この件に関しては博物館であったり、あるいは教育委員会であったり、あるいは産業、商業、そういった多岐の分野にわたる事業であるので、総合窓口はどこなんだという議論があったときに、一応というか、市長の口から環境部が総合窓口であるという答弁をいただいておったと記憶しております。予算常任委員会で附帯決議がなされて、当該分科会でまずは議論をするということになっておりますので、ルール上はこの都市・環境分科会で環境部の理事者が説明を行うというのはルール上問題はないかと思えます。ただし、質疑の過程の中で、例えば教育に関する分野についての質問があるというのであれば、それは当然必要な議論でありますので、私の判断において教育委員会の担当者を招聘するということは念頭に置いております。ですので、今のこれからの議論の中で教育関係に質疑が及ぶあるいは教育以外の分野にも質疑が及ぶというのであれば、その都度申し出をしていただきましたら、こちらに招聘はさせていただきます。ただし、最終的な議論は36人の議員がそろそろ全体会に移っていくという、そういうことでご理解をいただきたいと思いますが、いかがですか。

伊藤修一委員

委員長、ちょっと申しわけない。資料の3ページに博物館の扱いについても理事者がちょっと考え方を変えてきておるで、一旦理事者の説明を聞いてからその博物館との兼ね合いの部分を整理していただいた方がいいのではないかなと思うの。教育委員会の部分について、あくまでもここは所管事項の付託を受けておる部分とそれはまた違うところにある問題だから、まず環境部の考え方を聞いていただいた方がええんと違うのか。

諸岡 覚委員長

はい、そうです、当然、環境部ベースで説明いただいて、質疑もしていくんですけども、ただし、先ほど申し上げましたように、ここはあえて採決する場でもございませんので、説明を聞くという範囲であれば、教育委員会等の説明は当然要請してもいいというふうに私は考えております。

川村幸康委員

全然環境部の説明を受けるのは構へんのやけど、考え方としてもう一方で私が言ったの

は、ヘルスプラザに行くときも、公害に関する資料館あり方検討会が、市に提案されてヘルスプラザに出すというのを行政が出して、あり方検討会の中で考えてやってきて、地元反対がありましたやんか。そのときに私が聞いたのは、総合計画にもうたわれておるように、既存ストックの有効活用ということは、あいとるところか、もしくはもう機能的に何も、ちょっと改革をせなあかんようなところを一つの既存ストックというんやろうなと思うとったもんで、そもそも論として私は前段にそれを投げかけた覚えがあったもので、本町にあるやつだとそれをリニューアルという感じやろうし、ヘルスプラザだと、使うとったけれども案外まあ機能的にそう活用もされてないなら、そこにそういうのを併設してというのも一つの既存ストックの活用になるのかなと思うとったけど、博物館やと、もう既存ストックではないわな。相手はおらへんだで。だから、そこらが私には物すごく初めから考え方としてな。総合計画に既存ストック、だから新設は考えられやんのは、既存ストックの有効活用と言うたわけやで、行政は。

諸岡 覚委員長

ちょっと待ってください。その辺の物の考え方については、またきちっと質疑の中で意見陳述として、あるいは質疑という形をとっていただいてご発言いただければいいと思いますので、まず確認として、今、川村委員から疑問を提示していただきましたけれども、この場が果たしてこの議論をする場でいいのかということにつきましては、これはルールに基づいてこの都市・環境分科会が今この時点における最善の聞く場であるというのがルール上、間違いのない事実であるというふうに認識をしておりますので、まずはこの場で進めさせていただきます。

今からもう一度説明を再開していただきまして、説明が終わった後にまたそういった中身についてのご質問、ご提案をいただければ結構です。それで、その提案につきまして、例えば先ほどヘルスプラザ云々という話も出ましたけれども、そのときに健康部の意見を聞きたいというのであれば、健康部の方も招聘をさせていただきますので、そういった形で進めさせていただきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

済みません、中断になりましたけれども、説明を続けてください。お願いします。

樋口資料館準備室長

それでは資料に基づき説明させていただきます。資料1をごらんください。まず1番で

ございます。ここでは四日市公害を定義させていただいています。四日市公害とは、ここでいう四日市公害とは、昭和30年代半ばに発生した、気管支ぜんそく等の呼吸器疾患を引き起こす原因とされる硫黄酸化物による大気汚染、水質汚濁等を含めた公害問題と、四日市公害裁判に代表される、この公害問題を解決するために行った市民、企業、行政の取り組みを言います。

2番でございます。ここでは公害に関する資料館を位置づけてございます。四日市全体を環境と経済のかかわりを学ぶエコキャンパスとし、現地での観察、体験、学習を通じて市民等の環境意識・活動を活性化します。また、現在の四日市市の正しい姿を広く国内外に情報発信することで、公害のまちから環境のまちへとイメージの転換を図ります。また、市内に点在する公害や環境に関する施設や自然景観をサブフィールドとして位置づけ、（仮称）公害に関する資料館は、これらをつなぐコア施設として整備します。

施設の名称でございます。名称につきましては、四日市公害と環境未来館でございます。なお、文中や説明中では（仮称）公害に関する資料館または資料館として説明させていただきたいと思えます。

立地場所でございます。四日市市立博物館、一部じばさん三重を活用でございます。これにつきましては8月の議員説明会で説明させていただいたとおりでございます。

事業効果でございます。来館者数を年間5万5000人として見込んでおります。細かいことについては、後ほど資料3で説明させていただきます。

事業費でございます。事業費につきましては6.4億円から7.1億円でございます。この内訳としまして、施設整備事業費としまして展示造作費3.9億円から4.6億円、改修工事費は1.1億円でございます。なお、これにつきましては、策定した基本計画に基づき基本設計の中で詳しくまたはじくこととなります。

また、資料収集・語り部育成等事業費でございます。資料調査・収集及び電子化等に1.0億円でございます。また、学習拠点整備費等としまして0.4億円でございます。

7番でございます。管理運営費でございます。0.5億円を見込んでおります。なお、これにつきましても、基本計画に基づき基本設計を行っていきます。なお、職員体制については、事務員、学芸員、教員等を、おのこの博物館企画普及係員と兼務することを考えております。

8番でございます。機能と構成でございます。1階から6階までのイメージでございます。これにつきましては議員説明会で説明させていただいたとおりでございます。

9番でございます。資料展示機能でございます。四日市のあらましから企画展示まで合計八つのテーマで構成されております。この内容につきましても議員説明会で説明させていただいたとおりでございます。展示手法の例としまして、レプリカや複製資料の展示、またミニシアター、環境再現展示や証言映像、また、情報端末を組み込んだパネル展示等を考えております。

10番、学習機能でございます。学習機能につきましては、施設内で行う活動と施設内外を結んでの活動がございます。施設の構成としまして、講座室、実習・研修室、図書・情報閲覧スペース、展示・交流スペース、休息スペース、ミュージアムショップでございます。これらのスペースにつきましては、博物館との共同利用等についても考えていきます。

11番、活動拠点機能でございます。活動拠点の場の提供、発表の場の提供、交流の場の提供としまして、活動室、ロッカー室、印刷室等を考えております。

12番、運営方式と運営体制でございます。直営を基本とし、事務職のほか学芸員や教員を配置します。職員は博物館と兼務等により連携・効率化を図っていきます。体験プログラムの企画・運営などを市民環境団体等にアウトソーシングを考えています。また、環境学習にかかわる業務の一部を委託を考えております。また、利用料金については観覧料及び施設使用料は博物館の常設展示及び環境学習センターに準拠することを考えております。

13番、施設整備スケジュールでございます。この基本計画の策定後速やかに、今年度附帯決議がついています当初予算を活用し、資料館の基本設計に移り、展示造作に移っていきたいというふうに考えております。なお、期間が遅くなったことにより、繰越明許繰越を考えております。

続きまして資料2をごらんください。公害に関する資料館を博物館に整備したときのイメージでございます。真ん中の図をごらんください。青で示してあるところは主に博物館として整備される部分でございます。また、茶色で塗ってあるところは資料館として主に整備するところでございます。基本的に資料展示につきましては2階、3階を使います。入り口は3階から入り、2階へ下ってくることを想定しております。入っていただくと、四日市のあけぼのから四日市の幕開け、また、宿場町への発展で博物館の常設展示を見ていただき、四日市の産業の振り返りなどをここでしていくこととなります。また、そこから2階においていただき、ここから公害資料館、いわゆる近世から現代の展示となります。ここで公害を中心とした現代について主に展示をしていくこととなります。また1階でございます。1階につきましては、講義室のほか、新たに研修室、図書スペース、展示ス

ース等を設けることを考えております。また、活動拠点となるものにつきましては、じばさん三重の2階を利用しまして、活動室や交流スペース、ロッカー室、印刷室などを設けていきたいというふうに考えております。

3ページをごらんください。基本計画の要点整理でございます。この要点整理につきましては、右下に書いてありますように、四日市市議会基本条例に基づく説明をさせていただきたいと思っております。まず1番、政策等の背景、目的及び効果でございます。政策及び目的は、(仮称)公害に関する資料館基本構想のとおりでございます。その中身について抜粋させていただき、表記させていただいております。

また、事業効果でございます。資料館整備による効果は、四日市公害で得た教訓の継承による都市と環境が調和するまちづくりの実現と都市イメージの向上であり、その指標として来館者数を設定しております。来館者数としまして初年度目標5万5000人を見込んでおります。なお、内訳については市民3万5500人、児童生徒8800人、ビジネス・観光客9800人、その他900人でございます。

総合計画等における根拠または位置づけでございます。(仮称)公害に関する資料館の整備については、四日市市総合計画及び四日市市環境計画に位置づけております。

3番、関係ある法令、条例等でございます。まず、四日市市環境学習センター条例につきましては、新たに(仮称)公害に関する資料館に係る条例を整備します。また、四日市市環境学習センター条例につきましては廃止することになります。四日市市立博物館条例でございます。(仮称)公害に関する資料館整備に伴う四日市市立博物館条例の改正は、特に必要ないと考えております。

4番、政策の実施に係る財源措置及びコスト計算でございます。まず事業費でございます。施設整備事業費としまして6.4億円から7.1億円を概算として挙げております。なお、その内訳としまして施設整備費でございます。展示造作費として3.9億円から4.6億円でございます。これにつきましては、議員説明会でも説明させていただいたとおり、他市の事例等を参考としながら、平米当たり50万円から60万円、それと2階の部分であります680㎡を掛けたもの、それに設計費として5000万円が足してあります。また、改修工事費については1.1億円でございます。これも議員説明会で説明させていただいたとおり、2.2億円のうち半分程度を資料館の負担として考えております。

また、資料収集・語り部育成等事業費でございます。資料調査・収集及び電子化等に1.0億円、また、学習拠点を整備するのに0.4億円を考えております。また、これらに伴う

財源措置としまして特定財源を見込んでおります。特定財源として4.4億円から5.0億円を見込んでおります。内訳としまして発電用施設周辺地域振興事業費補助金を1.0億円を見込んでおります。また、合併特例債としまして3.4億円から4.0億円を見込んでおります。なお、一般財源については2.0億円から2.1億円を見込んでおります。

続きまして管理・運営費でございます。管理・運営費としましては、人件費を除き0.5億円を見込んでおります。

また、国・県・企業等への働きかけでございます。国・県に対し資料・情報の提供やパネル・映像等の作成のほか、小・中・高生の研修の実施などの協力・支援について提案を行うなど、引き続き要望をしております。また、企業とも資料及び情報提供のほか、環境学習の実施などの連携について引き続き協議を行ってまいります。また、広く市民・事業者等に対しまして（仮称）公害に関する資料館整備に係る寄附を働きかけることを考えております。

以上、説明について終わらせていただきます。

諸岡 党委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。質疑に移ってまいります。質疑あるいはご意見の陳述等、ご自由にご発言ください。

川村幸康委員

金額的なことを聞くんだけどさ、この環境学習センターの条例あるわな、これを指定管理者で行うというような業務を含めて。その条例を廃止するというのはわかるんやろうけど、公害に関する資料館整備に伴う四日市市立博物館条例の改正は、特に必要ないということなんやけど、公害資料館なんかするときの国・県・企業等への働きかけの中でも財源措置はしていくという話はしとったんやけど、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に触れやんとやれるわけ。それも条例改正なしで、ちょっと物すごく不思議なんやけどな。大体、趣旨とか設置、事業、特別展示室等の資料とか特別利用の許可と館外貸し出し、入館等の制限とか、いろいろな条例がありますやんか。そこからいくと、補助金もろうてあれ建てたわけやわな。そのときに目的を持って申請して補助金もらったと思うんやけど、それは企画展示じゃないやろうけど、そこへ資料館、環境学習センターのほうの条例でやとったやつを、何してもええというのはそういうこともありなのかわからんけ

ど、本来の趣旨からいくと、公務員がやるべき仕事としてええんかなと思って。条例も廃止せんと、改正もせんと、そこへそれを入れても。

諸岡 覚委員長

法的な手続論についてお願いします。

樋口資料館準備室長

博物館条例の改正の件でございます。博物館につきましても、3階部分に今の目的を持った常設展示を行います。規模の大小はあるのかもしれませんが、条例の改正の適用までは至っていないというふうに考えております。

諸岡 覚委員長

じゃあ、それで問題ないのかということ。

樋口資料館準備室長

はい、問題ないと考えております。

川村幸康委員

だから、特別展示室等の第5条があるんやろうけど、その前に、ここで書いてるのでは、第3条の事業に支障のない範囲においてということなんやわな、許可することができる。だから、そういう意味からいくと、それは変えていかなあかんのと違う。だから、第5条には、特別展示室等の使用で、「第3条の事業に支障のない範囲において、展示発表等のため博物館の展示室、講座室及び市民ギャラリーの使用を許可することができる。」「前項の規定により、特別展示室を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。」とかなったのやわな。あらかじめそうやって決めてあるわけやで、そうするとそれはそういう許可を得てからこういう議論するやろうし、少し条例変更は必要になるやろう。博物館を建てたときに国なんかにも補助金もろうとるのは、博物館として補助金で、適化法に触れずにもろうとるわけやから、使っとんで、触れたらそれは返さなあかへんやん。触れやんという見解も見えるんやろうけども、もともと四日市市が環境学習センター条例を持っとって環境学習センター条例を廃止してここへ入るのか。それが、

あらかじめこの考え方でいくと、博物館条例を変更する必要もないんやったら、博物館の中の展示を変えるというだけでええんやったら、それで私が言うとするのは、環境部でする必要ないやろうって、教育委員会で中の内容物の展示をするだけの話ですやろうというんや。

諸岡 覚委員長

平たく言えば、現状、博物館があって、展示を変えるだけならこのとおりでいいんだろうけれども、独立した資料館として置くのであれば、条例改正も当然必要になるのではないかと。今の説明だと、まるで展示を変えるだけの言い方だと、それだと環境部ではなくて教育委員会の仕事なんじゃないか、博物館の仕事ではないのかと、そういうようなご指摘なわけですが、その辺の位置づけ、きちっと説明をお願いします。

樋口資料館準備室長

2階の部分の公害に関する資料館部分については、環境部が整備を行います。3階部分の常設展示については、教育委員会が整備をすることになります。この3階部分について、この目的を達する整備をされますので、その博物館全体で大きく目的が変わるものではないというふうに考えております。

諸岡 覚委員長

確認ですけれども、明確にしておきたいんですが、この公害資料館、なんとか未来館は、あくまでも博物館とは別の独立した施設であるのか、あるいは博物館の一部の展示に過ぎないのか、どちらですか。独立したものですか。

樋口資料館準備室長

2階部分については独立したものというふうに。

諸岡 覚委員長

博物館とは別物ですね。

樋口資料館準備室長

別物です。

諸岡 覚委員長

はい、それを受けて、川村委員。

川村幸康委員

そうすると、やっぱり条例は変えなあかんのと違う。博物館じゃないんやろう。あのさ、やろうとしてることもある意味わかるんやけど、めちゃくちゃなんやさ、今、役所がな。だから指摘しとるんや。ちゃんとせいさってことなんやさ。何も後ろ向きに発言してへんのやに。資料館つくるのにも賛成しとるのやさ。ところが、あのあり方検討会で出てきた意見もある、そして行政が考えたヘルスプラザはなしになった。すると今度はまたあり方検討会で尊重して出された答申からいくと、塩浜地区周辺がええというった話なんや。反対ではないと言うとるけど、そもそも第1案は通ってないわけや、あり方検討会で議論しとった中では。行政が持ってきたのが、博物館の中へもってくると。すると、もう条例改正も何も必要のない博物館やったら、教育委員会に展示としてそっちやってくれというだけやろうというんさ。そうしたら、もう私らの都市・環境常任委員会で議論するということよりも、それこそ教育委員会の博物館条例を所管する教育民生常任委員会で議論してもらえばええだけのことやろうし、博物館の運営協議会ってあるやん。その中で議論してもらわなあかん話やわな、一義的に、と思うとるんやで。私らが、あなた方から説明、だから、手続をめちゃくちゃにしとるので言うとるだけやで。それならあんたらは多分博物館の博物館協議会の中でやってきて、それでやらなあかん話やろうと思うとるのやさ。条例改正が要って、そこだけ環境部でやりますよというならあるやろうけど、それすると、もう一つの問題としてあるのが補助金もらって建てとるのやで、博物館機能から公害資料館機能に変えるわけやでな。説明はつくか知らんけど、文部科学省と環境省とでは違うやろうし、これ、どこの補助メニューになるのかわからへんけどな。融合してもええというならそうなるんやろうけど、でも最初、やっぱり博物館を建てたときは文科省から補助金もろって博物館機能としての趣旨と設置、事業の条例をつくったわけやでさ、だからそこらを、一番あんたらが大事にしとるところを少し整理せんと、このままこれがひとり歩きしたら、少しうまく進んでいかへんのと違うんかなという危惧をするんやわ。

諸岡 覚委員長

確認のためにちょっと聞きたいんですけども、この資料館の、いわば当然資料館の館長というのが存在するわけです、博物館の館長とは別に。そういうことですね、独立しているわけですから。

樋口資料館準備室長

はい、そのとおりです。

諸岡 覚委員長

そうすると、組織の指揮系統も別々なんですね。

樋口資料館準備室長

はい、そのとおりです。

諸岡 覚委員長

人が兼務となっていますけれども、どちらに所属するんですか。

樋口資料館準備室長

それぞれの主務課が環境部と教育委員会において、それぞれがお互いに兼務することになるかと思います。

諸岡 覚委員長

その兼務職員に対する命令権というのは博物館長にあるんですか、資料館の館長にあるわけですか。

(「適当に答えたらあかんぞ」と呼ぶ者あり)

樋口資料館準備室長

一義的には主務課の責任下におります、兼務されていますので、両方にあるかと思えます。

川村幸康委員

だから、そこら曖昧に答えずに、やっぱりきちっと調べて、議論をしてきてないと思うんやわ、そういう議論を。議論しとったらそれは明確に答えれるはずやけど、樋口さんの性格やと絶対そうや、ぱっと答えられるはずやさ、してないと思うんやわ。それともう一個言うと、条例改正が必要ないとなると、資料館のそれはどこでどの条例に当てはまってやっていくんや。環境学習センターの方の条例は廃止するのやろう。

樋口資料館準備室長

資料3の3の(1)に書いてございますように、新たに(仮称)公害に関する資料館に係る条例を整備していきます。

川村幸康委員

だから、新たに公害に関する資料館に関する条例を整備するんやと、この博物館条例の改正は必要ないとなるわけや。そこへ中へ入っていくわけや。当然改正要るわな。

樋口資料館準備室長

博物館条例につきましては、内容も異なりませんし、例えば施設の大小に伴っての条例の改正までは必要ないというふうに考えております。

川村幸康委員

すると、資料館の入っていくところは今までは誰が持とった。誰の支配下の条例でやとった。

樋口資料館準備室長

博物館として教育委員会の所管でございます。

諸岡 覚委員長

ちょっと待ってください、この資料は全員にいつている資料ですか。いつてない。

今、ごめんなさい、川村委員が博物館条例をベースに質疑されていますけれども、皆さ

ん、この資料は必要ですか。多分、ついていけやんと思うんですけど、資料見てないと。私も今、ちょっと横からもらったけれども。ちょっと、条例を見ながらやないと、多分ほかの委員の皆さんが話、議論についていけやんと思うので、資料を焼かせますので、ちょっと待ってください。とりあえず続けてください。

川村幸康委員

そもそもなんやけどさ、例えば環境学習センターでもやで、あそこ、廃止するに伴って条例廃止はあるわな。けど、環境学習センター条例があってあそこに入ってたわけやさ。そうやろう。今度、博物館が入っていくのに、ここに書いてあるのやと、博物館条例はいらわへんし、公害に関する資料館の条例を整備するという話になると、ただ単にあその展示を変えるだけの話やろうというんやさ、捉え方が。独立したもの。だから私は二兎を追う者は一兎をも得れやんやろうと言ったんやさ。併設してと言うとったけど、このことを意味しとったと思うんやわ、併設するという意味は、藤井政策推進部長が。けども、これやったら、もう中の内容展示を変えるだけやんか。

諸岡 覚委員長

ごめんなさい、ちょっと一回待ってください。竹野委員、どうぞ。

竹野兼主委員

博物館の建物を建てたときに国から補助金もらって、その中で、川村委員が言われとるみたいに、例えばその内容が変わることで、普通やったら補助金もらったときと何かの形で変えた場合、目的外の形になった場合に、補助金返還という形がありますやんか。この場合はそういう形にならんというのは何で、その目的が全く変わってないから、そのところをちょっとはっきりしてほしい、教えてほしいんやけど。これは目的はその機能があって1フロア、2フロアぐらいが形が変わったとしても内容は変わらんという認識で、返還せんでもええとかということになるの。そのところだけちょっとはっきりと教えてください。

川村幸康委員

今、竹野さん言われておるところは、歴史、考古、民俗、美術工芸、天文等に関する

いうところの等のあたりに含めば、この公害も生きやんことはないんや、歴史でな。ただ、私が言うとするのは、文科省で、これは博物館法に基づくので、文科省からあそこの設置を認められて条例をつくった建物や。公害資料館になると、環境省から補助金をもろうたりいろいろなものをもらう別組織が来とるやつや。市の方でそこを融合させて、公害に関する資料館の内容をその歴史等のところに照らし合わせて入れてくるから、入れると思うよ。だけど、行政の方はそこは2枚立てやと言うとるもんね、2枚看板で。別のものにするのやと言うとるもんね。少しおかしいんかな、どっちなんやということを持たしておるわけで、いやいや、中の展示を変えるだけですわというなら、私は何も行政が説明しておりでええと思うとるんやけど、もう一個のところと言うとるのは、いやいやそうじゃないよと、新たにあそこが入っていくところは資料館に関する条例を整備してやっていきますよ、独立機関ですよというもんで。

諸岡 覚委員長

だから、要するに博物館の中で公害に関する特別展示というような位置づけであれば何ら問題はないけれども、あくまで独立した組織として独立したものが入る、要するに間借りして部屋を借りてやるという位置づけになるのであれば、条例にちょっと不適合な部分があるんじゃないかという指摘なんですね。竹野委員が言われるのは……。

竹野兼主委員

今、川村委員の方からこういう意味なんやと言われた部分の中で、公害というのも一つの四日市市が歩んできた歴史の部分やというので、そのところにも入れられるよねというふうに川村さん言われとるとのことやんね。その中での部分でいうと、その条例が二つあるという部分のことで、別々と川村委員は見られるけれども、このところは行政はこれで問題ないというのであれば、条例は二つあるけれども、運営の部分のところでも、そのところをちょっとはっきりしてほしいんやけどな。

諸岡 覚委員長

そこははっきり今お答えいただいた、あくまで別物なんだということです。

竹野兼主委員

別物やけれど、それは可能やということなんやな、行政としては。

諸岡 覚委員長

その可能な根拠は何かというところを川村委員は指摘をさっきからされているんだけど、本当に可能なんですかというところのきちとしたご説明をちょっといただきたい。

ちょっと私の方からもお聞きしたいんですけども、この博物館条例の、今配っていただいています2枚目の第12条の、「使用者は、既存の設備を変更し、または特別の設備を使用するときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。」それでその次に原状回復があって、最後は原状復旧して返さなければいけないというのがあるんだけど、博物館的にはあくまで貸し館業務として公害資料館に施設を貸し出しをするという形になるわけですよ、今のお話ですと。すると、この辺との整合性はどうかということをお個人的にはちょっとこれを読み込むと思うんですが、川村委員の指摘の中にこれも含まれてくるんですけども。そういったことをちょっときちっと整理してご説明をいただけますか。

田中環境部長

まず、ちょっと私の頭の中の順番でご説明をいたしますと、先ほど、職員について兼務ということがございました。これは当然、このまず施設が二つの性格の施設と申しますか、設置条例は2本になります。博物館条例と(仮称)資料館条例の二つがあると。それで、展示としては、主に3階が博物館、2階が資料館、1階が混在という形になります。それから職員につきましても、それぞれの博物館職員と資料館職員がおります。その中で、今、室長が申しましたように、博物館で申しますと企画普及係、この部分の職員は本務は博物館、それで兼務として、従たる業務として資料館のほうに兼務をさせる。逆に資料館職員の方は、当然本務は資料館でございますが、企画普及係と学芸員とか教員席、そういった配置も予定しておりますが、そういった職員につきましても、本務は資料館ですが、兼務先として、従たる業務として博物館の企画普及係の方も担うということでございます。ですから、施設もしかり、それから職員もしかりでございますが、主として博物館、従たる部分として資料館、あるいはその逆ということがございます。したがって、例えば博物館で言いますと、確かにその2階部分は従たる部分になってしまいますが、当然、博物

館、総合博物館という看板は従来どおりでございますし、確かに川村委員おっしゃるように、展示の部分と申しますのは、一部資料館部分に特化される部分がございますが、それも見方を変えれば博物館展示でもあるということで、若干、その職員の例が一番わかりやすいかと思うんですが、混然としておる部分はございます。その中で、今、私どもの調べた範囲では、これまで議員説明会でもご説明したと思いますが、補助金とか起債の返還は必要ないというふうに現時点では確認しておるところでございます。

以上でございます。

諸岡 覚委員長

いや、だからそれはいいんですけれども、あくまでも独立した公害資料館と博物館が一緒の中において、あくまで建物自体は博物館の建物で、そこへ、賃料を払うのかどうかわかりませんが、間借りした形で公害資料館が入っていくという、そういう説明だと思うんですけれども、その辺の整合性がどうなのか。まずそういう認識でよろしいんですか。

田中環境部長

間借りという感覚といいますか、認識はございません。あくまでも2階の展示について言いますと、主として資料館展示、それを博物館という側面から見れば総合博物館たる博物館の展示でもあるということですが、ただ、今混然一体と申しましたけれども、最終的にはやはり管理責任の所在とか、例えば職員につきましても業務命令権はどちらにあるんだという、理念的と申しますか、整理は必要でございますので、そういう整理から申しますと、それぞれが、2階は主に資料館、3階が博物館ということになりますが、じゃあ2階は全く博物館じゃないのかといいますと、博物館機能も当然有しておるということでございます。

それともう1点……。

諸岡 覚委員長

聞けば聞くほど、博物館の中で公害に関する展示を常設にしていけば、それで一番きれいにすんなり進むんじゃないのかな、やることは一緒なんですから。というふうに正直聞こえてしまうんですが、あえて独立した公害資料館にする意義というのは、何でなんですか。話を聞くより、どうしても博物館の中の常設展示というふうに聞こえてしまうんです

けれども、それでもやはりあくまでも独立したものだということですよね。その辺がちょっとわかりにくいんだと思うんです。

伊藤修一委員

ちょっと私も確認を。いろいろな市の施設の中で、例えば本町プラザをつくるための条例があって、その中に環境学習センターが入っておって、それはそれで環境学習センター条例があるからそこへ入っておる。総合会館も総合会館の大きな条例があって、その中に保健の条例や福祉の条例やいろいろ条例があって、その中にテナントみたいな形が入っておるわけやから、今回の博物館も、博物館自体は建屋があるで、その建屋の中に一ついわゆる環境の部分としてのテナントさんが自分のところの独自の条例として設置したものが入るという。

(「いや、ちょっと待って」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員

そこは修ちゃん、俺は感覚違い。修ちゃんの言うのはようわかるのやけど、それは地方自治法だけやさ。博物館法もかぶってへんのやわ。だから修ちゃんの言うところは地方自治法だけで定められておるやつやったら総合会館や本町プラザはそれでええんさ。だけど、あそこは地方自治法及び博物館法に縛られとるのさ。そこが少し今言うところとは場所が違うんさ。

伊藤修一委員

それで、建屋自体にもともと色がついておるんやったら、その色に合ったテナントであればオーケーですよというのが今の話と違うの。

諸岡 覚委員長

ですから、ちょっと整理すると、伊藤修一委員のおっしゃることはごもつともで、私も先ほど指摘したんですけれども、博物館がいわゆる、例えば総合会館が福祉やいろいろな部屋を貸しておるように、博物館が公害資料館に敷地を貸し館業務の一環として貸し館しますよだったら、それはそれで話はわかりやすいんですけれども、それも違うとおっしゃ

るんですね。あくまで一緒に経営していくんだというような言い方をするもので、そこでちょっとややこしくなってくるんですが、もう一時間も、お昼が近づいてきましたので、ちょっとその辺一回休みの間にきちっと理論武装、整理していただいて、1時に再開をしてもらいたいと思いますが、じゃあ宿題ということで、川村委員。

川村幸康委員

だからさ、今、修ちゃんの言うたことは俺も調べたよ。地方自治法やと入れると思うとるんやけど、地方自治法及びこの趣旨な、博物館法に基づきとなつとるやつな、ここが少し総合会館や本町プラザと貸し館でほかに設置条例つくるところと違うんやわ。だから、この博物館条例にも、趣旨に地方自治法第244条の2及び博物館法第18条の規定に基づき博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとするという二つやろう。あとの本町プラザやあんなところは、ただ単に地方自治法第244条の2の規定に基づきなんやわ。だから多分どっちにも縛られる中で縛られていくと、恐らくその私が言うた歴史等の博物館法にも色合いは合うとるんやったら、そのまま間借りさすかなんかだけやんかなと思うとるもんで、そんな新たな設置条例はあれなんと違うんかな。

諸岡 覚委員長

今ご指摘いただいた点も含めて……。

川村幸康委員

だから博物館条例を変えやんと言うとると思うとるんや。

諸岡 覚委員長

ちょっとこの博物館条例とかあるいは新しい(仮称)公害資料館に関する条例とか、その辺のロジック、ちょっともう少し明確にわかりやすく説明いただけるように、お昼の間に理論武装してきてください。

休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

11:53 休憩

諸岡 覚委員長

それでは、定刻になりましたので再開いたします。

今、お手元に資料を配布しておりますけれども、先般、資料請求されておりましたみたき保養所についての資料が配られております。総合的に考えていくという先般のご説明もありましたので、まずこの資料の説明を簡潔にお願いします。午後はこのことについても議論の対象としていきますので、よろしくお願いいたします。

市川次長兼環境保全課長

環境保全課の市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

A4の3枚綴りでお渡しさせていただきました。まず、みたき保養所でございます。用地としましては380.5㎡、建物としましては主なものとしては保養所本館が210.24㎡ございます。その他自転車置き場とか物置、門扉等がございます。1枚めくっていただきまして、外観を写真で提示させていただきました。鉄筋コンクリートの2階建てでございます。もう一枚めくっていただきまして、3枚目、場所でございますが、このように見ていただきまして、塗ってあるところがございます。このみたき保養所の右側の道路を真っすぐ下へ突っ切りますと、図書館の前の東の道路へ向かいます。ですから、図書館の東の道路を北へ真っすぐ行ったところがみたき保養所というのがございます。みたき保養所については以上でございます。よろしくお願いいたします。

諸岡 覚委員長

念のため確認ですけれども、先般の説明の中で、このみたき保養所については公害資料館の整備とともにセットで考えていくというご答弁をいただいていたのですが、その考え方は間違いございませんね。

市川次長兼環境保全課長

はい、前回説明させていただいているとおりでございます。

諸岡 覚委員長

ではこれも議論の対象に交えて午前の続きに入ってまいります。ご質疑ございます方。

川村幸康委員

そうすると、この保養所はセットで考えていくということなんやけど、その、このまま置いておくということではないということていくと、お金に戻すのか、何らかの有効活用をしていくのかという方針はどうなっとるの。

市川次長兼環境保全課長

そこにつきましては、機能的に資料館の方へどのように繰り入れられるかというのが決定してから、その後、みたき保養所についてはどうするかということで考えていきたいと思っております。

川村幸康委員

行政財産にはなっと思うんやけど、一義的にはこれは関係者にはそういったことの周知はしてあるの。公害資料館をつくるに当たって、ここはもう保養所は処分させてもろうて、何らかの形で公害資料館の建設費用に充てたいということやろう。違うの。

諸岡 覚委員長

そういう説明ではなかったと思いますが、そこを明確にお願いします。

市川次長兼環境保全課長

建設費用どうかはございませんが、ただ、機能的に、ここはもともとは公害患者の会というところが持っております、そこから市の方へ寄贈を受けまして、市の方で管理をいたしておるのですが、この患者の会というのは、現在、公害患者と家族の会という組織に引き継がれておまして、その代表等とは話をしておりまして、そこからも、ちょっとここを使うのが不便なもので、資料館の中へ公害患者の方が来ていろいろと意見交流の場をつくってほしいというふうな要望がございました。

川村幸康委員

要は、ここの機能は、この間の説明ではもう何も使ってないということやった。そうや

ろう。今聞くと、ここの機能を公害資料館のどこへもっていくの、きょうの説明でいうと。

市川次長兼環境保全課長

公害患者が、現在、当初ここを建てたときは、この中で健康回復事業等もやっておったんですが、ただ、現在は他の施設、外へ出て健康機能の回復の事業をやっておりまして、公害患者と家族の会の方から、場所としては活動室とか交流スペース、これは2枚目の資料2の方に、例えば活動室とか交流スペースの方へできないかということで現在は考えております。

川村幸康委員

すると、保養所の機能はこのじばさん三重の2階にもっていくということでいいんやね。

市川次長兼環境保全課長

交流機能としてはそちらへもっていくということでございます。

川村幸康委員

いや、だから、イエス・ノーで答えると、保養所は廃止してじばさん三重の2階へもっていくということでいいんやね。

市川次長兼環境保全課長

はい、現状はそう考えております。

川村幸康委員

すると、そこでも設置条例との関係性、整合性というのは合うんか。私から見ると、多分保養所の機能はヘルスプラザなのかなと思うとるんのやけど、基本的にな。資料館じゃないやろうと思うとるんのやけど。もともとヘルスプラザ自身がそういったものも含めてできたと思うとるもんで、塩浜病院ができて県立総合医療センターに行って、その中でヘルスプラザというのはできたんと違うの。

市川次長兼環境保全課長

もともと保養所が持っておった機能、リハビリとかその辺の機能を持っておったんですが、それについては私も事業として、例えば日帰りのリハビリテーションをやったりとか、先ほどありました健康増進センター、あそこのプールを患者さんに使っていくとか、事業の方で補っております、新たに資料館の中へ移してみたい保養所の条例をつくるというようなことは現在考えておりません。

川村幸康委員

考えてないということは、口では今課長が説明しとるのは、保養所を廃止して資料館整備に伴ってじばさん三重の2階にもっていくんやという話をしとるわけ。

諸岡 覚委員長

ちょっと私なりに今の話を整理すると、保養所には主に二つの目的があって、いわゆるリハビリ等の身体的なものを回復させるという目的と、あと、公害患者・関係者が集って意見交換をしたりする交流の場と、主にこの二つの目的があったのかなと。そのうち身体的なものに関してはヘルスプラザで既にそれが引き継がれていて、意見交流の場についてはこの新しくできる交流スペースで引き継いでいく、そういう捉え方でよろしいんですか。

市川次長兼環境保全課長

はい、そうでございます。健康回復の部分については、健康増進センターと先ほどの日帰りリハビリということで、また別のところでやっておりますので、私どもがやっている事業へ位置づけて、ここの場所を使わずに他の場所で、それからさらに資料館については、患者の交流の部分をもってきたいということで考えております。

川村幸康委員

それで患者さんは納得しとるの、家族の会は。

市川次長兼環境保全課長

家族の会からは、一応、資料館の中へその交流の部分を入れてほしいという要望がございますので、はい。

川村幸康委員

だから保養所をなくして、そういう説明をきちっとしてあるのかと聞いておるのや。

それでもう一個は、じばさん三重にそういうものをつくるんやけど、じばさん三重はじばさん三重で役割があったんや。それで、一番最初の原点でいくと、既存ストックの有効活用やろう。すると、そこもあいとったんか。無駄なスペースやったという話がやっぱりずっとつきまとうのや。やっぱりちゃんとそこは説明できるだけのことをせんとあかんで。見解の相違はいろいろとあると思うけれども、一つ今までの説明をトータルで聞いていくと、もう博物館がなくなって資料館に変えるだけの話や。博物館機能はもう全部なくなっていくわけや。資料館になっていくやん、これだとあそこは。そうやろう。ということは、今、既存ストックというと世間一般的には、あいとるか、もしくはそう活用されてないところを活用するということなんやわな。公害等という設置条例なんかをいらってそれでやっていくという話やけど、もともと博物館法であそこはちゃんと博物館機能の目的でやるとるわけやろう、法律も。じばさん三重はじばさん三重であそこでじばさん三重の目的と使命があってやとったわけやんか。そうやろう。それをそもそも行政が最初に考えておったヘルスプラザがあかんようになってきて、あそこへ持っていくんなら、相当な受け入れるところの条例の変更から何から変えやんとあかんやろう。やっつけ仕事で適当に、そこへ、そんな、こうやってもうて、行政の財産やでってやるけれども、そもそも議会が総合計画で議決したのは、そんなにもう税収が上がる時代やで、新しい箱物というのはあかんやろうと。その中で空き家があったりなんかしたら、そのスペースを活用してというのはようわかるという話でやとったんが、だんだんだんだんと空き家というよりは、無理やりに何も汗かかんでも入れられるようなところに入れてしまえというだけになってきたもんで、全然議会が意図した議決と俺は違うと思うとるもんでな。ストックというと、普通は誰もが見て使ってない、活用してないところのはストックやで。

だから、そこらの説明と条例変更なり行政が大事にしとる手続の部分、そこらをもう一度整合性を持って説明できるようにしないと、今の話やと、ここで言うとるだけで、そのきちとした裏づけの担保が見えやんのやけどな。保養所は保養所で行政財産として移したけれども、保養所の機能としてはなくせやんということなんやで、前に確認したときな。使ってないやないかというけれども、耐震がないだけで、耐震したら使わなあかんのやとやうとるのやで、あんたらは。市の方で一旦休館による帰属みたいなもんやわな、墓と一緒にやな、地元自治会のものと一緒に、公害患者のものを帰属してもろうただけで、行政と

してはそれを勝手に何かすることはできやんのやと言うとったでさ。そんなの、今みたいに簡単にじばさん三重とヘルスプラザへもっていくで、それでもうあれは処分しますわというのは、少し何か説明と合わんような気がするんやけどな。

田中環境部長

みたき保養所の保養所機能について、なくせないとは、私はそういうつもりではなくて、そういったご要望が、心情的に患者の皆様、あそこはそのまま資料館ができたからその部分はもう廃止しますといった、簡単に割り切れるものではないと。そして、なくしたくないという思いは強いという中で、今後話し合いをしていく必要があるということで、ちょっと今の次長の説明も若干言葉足らずと申しますか、必ずしも万般了解したというわけではなくて、やはりまだ最後の詰めは残っておるということでご理解いただきたいと思いません。

川村幸康委員

いや、どう理解するの。話ついてないって、まだ説明の段階に至ってないということ。

田中環境部長

説明はしております、資料館の、これまでも説明しておりました機能、展示機能、それから活動機能、それから学習機能、その活動の中でこれまでの保養所が担ってきた患者さん同士あるいは支援団体の交流の場という機能につきましては、資料館のいずれかの活動という機能の中で何とかそこで果たしていきたいということは説明しております、その点のご理解はいただいております。ただ、具体的にまだ、いつ幾日みたき保養所を廃止して交流スペースでこうこうというふうな具体的なお話はこれからという意味でございます。

川村幸康委員

全然、言語明瞭意味不明やわ。まだまだですってまろうてますっていうんだもん。結局は、私が聞いているのはまろうてないと聞いておるのやわ、患者から。そういうふうな方向性というのは聞いただけで、まだ具体的な検討にも入らな、あそこあとどうすんのやというのになっていないというんやな。少し説明のニュアンス違うんやわ。はあって、今言う

とると全然私が言うとは違うんやで。それで、あそこの保養所もそのままどうするのかも決めてないというんやで、あんたらが勝手にここで今、議会答弁で処分するのかなんか言うてええのかと思うとるのや、俺は。一方的に市川さんが、あそこもヘルスプラザにもって行って、身体は、あそこの交流スペースはなんて、この議会で簡単に説明してええのかと思うとるの。もし撤回するなら撤回して、ちゃんと当事者の意見を吸い上げて承諾も得て、それから私らに説明せんとあかんのと違うのかなと思って。だから、きょうの説明でも、あなた方がやってこなあかん条例設置のもうちょっときちとしたこととか、保養所を閉鎖してじばさん三重の2階にもっていくというようなことは、きちっとその関係者とも協議をして丁寧にやらんと、前のヘルスプラザみたいにあかんとなるのと一緒に、またこれをご破算で願いましてでっせという話になりかねんやろう。だからもう少しそこらはすり合わせする必要があると思うて指摘しとるのに、ここでごまかそうごまかそうとするので、してあるんやったら、もうやりますと言えさ。してないやんか。だから、あそこの保養所を廃止して、だから廃止するということはもう売ることやな。公募でも何でもええで、競売にかけるといことやさ。そのかわり、交流スペースとヘルスプラザにあそこはしていくというようなことなんというのは、やってないやんか、当事者に。そやけど、まことしやかに決まったように言うとは、そういうことのボタンのかけ違いがヘルスプラザのときも地元とあったわけやな。だから、また一緒のようなことをしとるでな、そこらはきちっと外堀埋めて、きちっと協議をした結果、こんな資料も出してこんとあかんのと違うのかというの。得意の同時並行に走るといのはよくないよと言うとるのやさ。

田中環境部長

私は、今の次長の答弁と微妙にニュアンスが違うと言われるかわかりませんが、決して完全にこの資料館整備と保養所の廃止と申しますか、今後のあり方について完全にリンクさせるという思いはございません。ただ、それも患者さん方はその思いが強うございますので、私どもはそういう意味で今ご説明もし、基本的な了解は得ておるとい段階で今申し上げております。ただ、さらにもう一つ、患者の会の皆さんというのやはり大きな要望として二つございまして、やはり資料館の整備が一つ、それからこの保養所をどう整理するんだ、どうしてくれるのというのがございます。ですから、そういう意味ではリンクしておりまして、ですから、まずは資料館がどういうものになるのかを、最終やはり見極

めると申しますか、もう少し見たいと。ただ、その部分につきましては、基本設計はこれからですし、具体的にこういった部分で詳細が、子細がこうなりますという説明はできませんので、今の基本的了解を得ておるといふ以上のことは申せないという意味で申しましたし、それから現段階では、だからまだ資料館がそれ以上の説明がなかなか詳細までできませんので、そういった基本的な了解にとどまっておるといふことでございます。

川村幸康委員

だから、言葉で説明するんやけど、部長の言われておる言葉は、言葉なんやけど抽象的過ぎてわからへんで。といふことはなぜかといふと、きょうもそういう説明する中で、附帯決議なりを外すかどうかの確認事項をしとるわけや。そうすると、立地場所、事業許可、全体事業の基本計画をつくるわけや。基本計画をつくっていく中において、今言つた博物館、午前中の議論もあるし、それからもう一個は保養所を含めたそういったところをどうするのかといふのもセットであったはずなんや、あのとき。あのときに聞いたときには、ヘルスプラザに資料館をもっていくで、保養所機能もあわせ持つとるで、あとはといふ話はあったんや、あのころ。説明ではされとるんや。ところが、今度はもっていくところが博物館になってきたで、そうするとまた強引にじばさん三重の2階に交流スペースはつくって、そして分離して、もう一個はヘルスプラザにあるでといふ話は、全然似ても違つた話をしとるわけや。だからそこらの合意をもらうには、もう少しきちつと何か抽象的な、もらつとるならもらつとる、反対もありませんていふやさ、一回やつとるのやで、あんたらは。ヘルスプラザでいくといふて大体の合意も出とつてあかんとなつたんやで、市長まで乗り出してな。一緒のことにまたなるぜ、これ。誰が聞いたつてこんな、俺一人と違つとは思つけど。

田中環境部長

先ほどのご答弁と一部繰り返しになるかわかりませんが、基本計画の段階では、やはり限界がございますといひますか、詳細がなかなか、まして一般の方々に示すにはまだまだ不自由な部分があるといひますか、ですから、やはり最終的にご納得、もう本当に腹に収めていただくには、やはり少なくとも基本設計を終えて、例えば図面等でこうなりますといふことを示さない限り、やはり最終的な了解は得られないのかなといふふう感じておりました、だから現段階では基本的な理解を得たといふことに、どうしてもそれが限界で

あるということをご理解をいただきたいと思います。

川村幸康委員

基本設計で大体のガイドラインができてなんでもないので反対起きるか。ちゃんと1から10まで全体計画もあって細部まで詰めておいて基本設計していくわけやろう、全体計画があって。妙なこと言うたらあかんで、そんな。言語明瞭意味不明やで、今の言い方は。そんなこと言い出すと、もう一からになるで。あんたらが最初に我々に持ってきた資料を一遍みてきてみ、ずっと、一連のここを。理念からするとめちゃくちゃに変わっていったに。市民が主体で、それに事業者が主体、そうやろう。全然変わっていったんやで、初めの設置目的とは。だからせめて次は失敗せんようにしていこうと思うと、一番影響の大きい公害患者の会の皆さん方との意見のすり合わせをする中で、保養所という項目は行政が考えておる以上にあの人たちにとっては大きなシンボリックな建物やったんやな。活用してほしいというけれども、ほったらかされたという思いが強い中で、資料館併設にあわせてやってくれという話をしとるわけや。それを今聞くと、じばさん三重の2階の活動スペースへ保養所機能が来たら俺は怒るような気がしてな。これは新たに設けたるべきやと思うし、ヘルスプラザにもう一個は体のリハビリが行くって、そんなとってつけたような話ではこれはあかんの違うんかなと思って。壊れるよ、これまた。

あんたら、知らん人が聞いたら、この交流スペースとかなんとかって理念で書いてあったようなところに、じばさん三重は使うとも言うったんや。今聞くとやっぱり保養所の機能もここなんやて、そんなのは絶対あかんで。やっつけ仕事でこれは本当にし過ぎやわ。

市川次長兼環境保全課長

川村委員おっしゃることごもっともでございまして、ただ、患者の会、家族の会から交流スペースが欲しいという要望がございましたのは本当でございまして。ただ、おっしゃるように、みたき保養所をどうするかというところまでは、まだ詳しく了解を得ているところではございませんので、そこについては今後きちっと話をして理解を得るように努めていきたいということ考えております。

諸岡 覚委員長

それで、午前からの宿題になっていましたけれども、博物館条例と現行の説明、あくま

で独立した組織として博物館の中に入れていくというところの整合性について、もう一度ちょっと理解しやすいご説明をお願いできますか。

樋口資料館準備室長

公害に関する資料館については2階と1階部分ですけれども、これにつきまして管理整備については環境部で行ってまいります。それで、環境博物館条例ですけれども、博物館条例の第2条で、この博物館につきましては、「自然科学及び人文科学に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、プラネタリウムによる天体運行等の映写を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、四日市市立博物館を安島一丁目3番16に設置する。」ということで、博物館の目的と資料館の目的に差異はございません。なお、第5条について、特別展示室等の使用でございますが、これについては特別展示室等の使用について定めるものであり、資料館の整備については直接関係するものではございませんので、博物館条例について、公害資料館を整備するに当たり博物館条例に抵触するものではなく、条例を改正するには至らないという考えでございます。

諸岡 党委員長

いや、だからそうじゃなくて、午前中質問されていたのは、人文科学に関する資料を収集するという、これに該当するのは当然該当するであろうと。これをいじる必要もないのはそれもわかると。であるならば、もうこれに沿って博物館の中で常設展示にしていくのが自然じゃないのかという話なんですね。それをせずにあえて独立させるのであれば、なぜこの条例のままいけないのかという、そういうようなご指摘だったと思うんですが、そのあえて独立しなければいけない理由なんですね。

樋口資料館準備室長

この博物館条例に抵触しないのは先ほどのとおりでございます。ただ、この整備に当たって、私ども四日市市が環境施策を今後進めるに当たりまして、過去にあったこの公害の教訓というのは、これは環境部が責任を持って未来に残しながら、また、これを活用しながら今後の環境学習をしていかなければいけないということで、資料館につきましては環境部が整備し、また管理運営もしていくということでございます。

諸岡 覚委員長

ご質疑ございますか。

加藤清助副委員長

管理運営はその資料館部分は環境部がやっていくというのともリンクしてくるかわかりませんが、その今回の附帯決議を外してほしいという意向で基本計画の策定案を説明いただいているんですね。一つは、基本計画別冊にもありますけれども、それとの関係でちょっと疑問があったのは、この間の部長の説明でも、博物館に今ある一番上のプラネタリウム、これを使って、ここにも、プラネタリウムではこれまでにない視点から四日市の姿を紹介とあるんやけど、そうすると、この説明の図でも博物館、プラネタリウムという部分は博物館の所管の教育委員会の持ち物というか、運営していく部分ですよね。あのときは何かとってつけたように聞こえたもので、何かプラネタリウムでバーチャル的に公害の歴史だとか映し出してということをやっていたと思うし、ここにも書いてあるんやけど、博物館条例の中に観覧料というのがあって、観覧しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、別表にある観覧料を納付しなければならないというのがあって、一方の公害資料館の基本計画のほうは、利用料金は無料というふうになっのもんで、そこら辺の整合性をどうとられていくのかな、理解したらいいのかなというのが一つと、もう一つは運営上のところで、この間、今の博物館の中だけでは展示スペースがほとんどで、今出ていた活動交流スペースがないからと云ったら、なら、隣のじばさん三重の一室を活用してというふうになってきているんですけども、すると、別冊にも書いてあるんやけど、管理運営計画で、開館の形態が違うんやわね。博物館は今、休館日は月曜日、年末年始、特別休館日というんやけど、じばさん三重は毎月第二・第四水曜日と年末年始なのね。すると、それは活動拠点やで隣の博物館の展示等が閉まっておってもいささかも支障ない活動交流拠点で使うのかどうかわかりませんが、そんなことも素人目に見ると、え、そんな片方肝心のところが閉まるとって、片っぱの部屋だけあいて、そういう活動スペースでやっていけるものなかなという思いがしたのが二つ目。

三つ目は資料請求ですけども、もともと博物館は教育委員会の所管の建物で、条例もある中でやってきて、それがその博物館に最終的に立地場所を絞ったという経過はこの間説明を聞いているんですけども、その経過の中で、新聞にもありましたけれども、あの博物館の運営協議会というのが設置されていて、その会長さんは最初は反対やというの

が出ていたんやけど、しばらくしたら何か納得したような理解したとかというのはちょっと載っていましたがけれども。だから、そこら辺の博物館運営協議会での議論の経過、及び大もとの教育委員会でのこの資料館と併設になることの議論がいつどのように行われてどんな議論があったのかというのは、また全体会とかそういうところの資料で提供していただかないと、内部の議論の経過と理解納得がどういう形で行われてきたのかなというのは必要かなと思います。まず前段の二つの疑問点で想定している考え方があればお聞かせください。

樋口資料館準備室長

プラネタリウムにつきましては所管が博物館になります。プラネタリウムでそういった特長的な映写等については、当然プラネタリウムの利用に準じて運用されるというふうに考えております。

また、活動拠点の休みと博物館の休みの整合でございますが、基本的に活動拠点につきましては、活動団体や市民団体や校外学習、校外活動をやってみえる団体の活動拠点になります。必ずしも博物館と休みは一緒になる必要もない部分も多うございますので、この辺は無理なく運用できるかというふうに考えております。

以上です。

加藤清助副委員長

2点目のじばさん三重の活用は支障がないだろうという見解なんですけれども、最初のプラネタリウムのところは、そうすると今の説明だと、プラネタリウムを所管している博物館条例に基づいてということで運営をすると、有料、それを使った場合は有料ですよという意味合いの答弁ですか。

樋口資料館準備室長

基本的にはプラネタリウムの利用については有料ということを考えています。しかしながら、例えば市の事業でその資料館を見ていただき、プラネタリウムを活用し、例えばサブフィールドで出かけるといった、そういうプログラムの組み方によっては、減免等が私どもの方で費用負担をする必要があるかというふうに考えております。

加藤清助副委員長

だから減免というかその企画によって、利用者にとっては無料で取り計らうというような対応かなと思ったのと、あと、そもそも今でもプラネタリウムはいろいろな企画展で日程を組んでやっていますやんか。すると、その間にどうやって公害の関係のやつを割り込ませられるんかなという、素人的に。きょうはちょっと公害の資料の上映会がありますとかってやるんやろうかなと現実的に思った。

樋口資料館準備室長

プラネタリウムで常時公害の展示をするということは考えておりません。例えば7月24日とか、そういうふうな特定の日とか期間においてやるということで考えております。

加藤清助副委員長

いいですけども、3点目のは資料請求です。

川村幸康委員

もう一つは、今の既存の環境学習センターよりも機能が低下するということの認識があるのかないのか。

樋口資料館準備室長

機能については低下するとは考えておりません。

川村幸康委員

スペースの問題だけだけど、小さくなるわね。それから今の活動スペースやら、人が来てやるところから見ると、じばさん三重のこのスペースって見たことある、小さいよね。

諸岡 覚委員長

今のスペースの件については年間5万5000人の動員ということも踏まえて、5万5000人でこのスペースで大丈夫なのかという視点も踏まえてお答えください。

樋口資料館準備室長

まず、環境学習センターの機能は環境学習の機能だというふうに理解させていただいています。現在、環境学習センター、約480㎡ですか、500㎡弱で全てを賄っております。そのうち約100㎡が公害資料室ということで扱っております。そのうちまた100㎡程度が研修室ということで、会議室のようなこととございます。実際、環境学習センターというか、学習拠点としてのところについては、図書コーナーが約60㎡ですか、100㎡を切っております。また、展示コーナーとしても約100㎡弱、80㎡かそこらだったと思います。済みません、細かい数字は今わかりません。その部分について1階の部分にもっていきます。まず、研修室の部分ですけれども、今の講座室が該当するかと思いますけれども、この辺を共同利用させていただきながらというふうに思っております。また、展示につきまして100㎡ほどございますが、この辺についてもエントランス等の利用を工夫しながらもっていききたいと。それと図書室につきましては、今も博物館に図書情報コーナーがございます。ここの改装等で拡張しながらもっていききたいというふうに考えており、面積的にはどちらかというふうに考えています。

また、先ほど質問があった活動拠点でございますが、今、環境学習センターでは先ほど言いました研修室または奥にある会議室、これは十数㎡だと思っておりますが、その会議室を利用しております。この辺についてはじばさん三重の2階が120㎡でございますので、この部屋で十分足りるのかなと。また、これでも足りない重なったときの利用でございますが、この辺についてはじばさん三重の貸し館なんかを借りながらしていききたいというふうに考えており、現状を上回る数字でございます。

また、先ほど委員長からございました5万5000人でございますが、5万5000人については、2階の資料展示の方で考えております。この辺につきましては動線とか団体客が入れるような確保について基本設計の中できちんと考えながら受け入れ態勢もしていききたいというふうに考えております。

以上です。

川村幸康委員

一つは、結局今の環境学習センターの機能も、それから公害資料館の考えておったやつも、全部既存のところを間借りするだけやん、結果的に。都合のええところは既存ストックの活用と、総合計画の考え方を出示してくるだけで、もう少しどういったものを四日市市がこの資料館をつくって、伸ばしていこうとしているのかな、都市としてのPRを含めて

あり方を。だから、基本設計ができるまで俺らが言うとするのは、この公害資料館で初めに言うとした理念とずっとかかわってきたもので言うとするのやさ。ここにはまだこれ載ってるよ、資料の3に、第1章の目的、未来に豊かな環境を引き継ぐためにと載っておるけど、このことを目指すためには何が必要でどういう方向性を膨らませていくのかということやろう。すると、これだけのものを膨らませようとする、もう今の博物館機能をなしにしてやっていかな仕方ないだけの話やん。5万5000人も来てもらおうと思ったら。言うところと実際に個別具体的に一つずつ考えていくと全然違うもんでな。だったらこれはもう公害に関する資料館にあれがとってかわるだけやんか、博物館機能をなくして。逆にいうと、意地悪な聞き方したけども、環境学習センターの機能が強化されるということは、博物館の機能は衰退するわけやろう。またそれもふえるんか、そんなことあらへんやろう。だから言うとするのや。そんな都合のええこと絶対あかんて。

諸岡 覚委員長

ごめんなさい、参考までにお聞きしたいんですけども、附帯決議のところでは事業効果が問われているわけなんですけれども、この事業効果の5万5000人というのは、ちょっと私聞き漏らしたかもしれないんですけども、あくまでも通常の、例えば去年博物館に何人来場者数があったのか知りませんが、それとは別に純増の5万5000人でよろしいですね。既存の博物館入場者数万人は含まれてないですね。そこだけちょっと確認をお願いします。

樋口資料館準備室長

現在、博物館には年間約2万3000人ほど来館しております。これに約3万2000人を加えて5万5000人という、加えてです。

諸岡 覚委員長

そうすると、事業効果は3万2000人じゃないですか。何でこれ、5万5000人が事業効果になるんですか。もともとほっておいても2万2000人来るわけですよ。その解説も少しお願いします。

樋口資料館準備室長

事業効果につきましては、資料館整備による効果は四日市公害で得た教訓の継承と都市の環境が調和するまちづくりの実現と都市イメージの向上でございます。したがって、この公害に関する資料館を見ていただいて、皆さんに公害で得た教訓を継承し、なおかつ、未来に向けた都市と環境が調和するまちづくりへの活動に資するため整備されます。したがって、この資料館を見ていただくことが指針として効果を上げさせていただいておりますので、資料館を見ていただいた数字5万5000人を効果数として挙げてございます。

諸岡 覚委員長

わかりました。もう一回確認を最後にしますが、純増は3万3000人を見込んでいるということは間違いはないですね。

樋口資料館準備室長

済みません、3万2000人ぐらいです。

諸岡 覚委員長

あ、3万2000人、純増は3万2000人ですね。結構です。

他にございますか。

川村幸康委員

博物館ってそんなんやったか。適当なこと言うたらあかねで、もっと多かったで。この間視察行ったけど。

諸岡 覚委員長

2万2000人というと、1日六、七十人平均ぐらいですか。

樋口資料館準備室長

議員説明会で配らせていただきました事業効果、ちょっとお持ちではないかと思っておりますけれども、当時挙げさせていただいたのは、四日市市市立博物館常設展示への来館者数2万3850人でございます。今、プラネタリウム等を含めると、企画展示を含めると10万人を超えているかと聞いております。

川村幸康委員

そうやろう。10万人ぐらいおったような気が。

樋口資料館準備室長

済みません、あくまでも今見ていただいている常設展示 2 万 3850 人に対してでございます。

諸岡 覚委員長

結構です。

他にご質疑ございますか。

三平一良委員

今ので関連して質問するんやけど、市内の小・中・高校生とか書いてあるんやけど、市長が知事に要望に行ったときに、県内の小・中・高校生の研修とかそういうものに協力しましょうという答えをもらうとるやねん。金は出さんけど、そういうことに支援要請にそんな答えをもらうとるんやけど、その辺は含まれておらんわけ、これ。

樋口資料館準備室長

資料 3 の事業効果で児童生徒の欄をごらんください。そこに市内小学校 5 年生、市内中学校及び四日市市を除く県内小学校 5 年生の 20% を目標として定めております。この 20% につきましては北勢から南勢まで全ての小学校 5 年生を含んでいます。そのうちの 2 割に来ていただくよう、目標としてこれからも引き続き支援を求めていきたいというふうに考えております。

三平一良委員

この資料のつくり方が、そこが 1 万 4990 人なんかとなつとるのにやな、8800 人と書いてあるやんか。

諸岡 覚委員長

いや、これは1万4992人の20%ですから、およそ3000人ぐらいというイメージですね。
3000人足す3000人足す2800人で合わせて8800人という。

三平一良委員

それも含まれておるわけ。

諸岡 覚委員長

準備室長、そういうことでよろしいですね。

樋口資料館準備室長

はい、そのとおりです。

諸岡 覚委員長

よろしいですか。

川村幸康委員

みんな持ってるところで、主要施策実績報告書の213ページの博物館費なんかのところの去年1年間の決算見ながらやると、大体博物館費に1億8000万円ばかり入れとるわけや。支出で1億7700万円やけど、目標が12万2800人以上来ると書いてあるわけや。もともとそういう機能なんや。そういう機能の部分を今回間借りするわけやな、言い方かえるとな、間借りとは言わんでも。それが既存ストックの有効活用かという観点をもっと明確に答えなあかんのと、資料館にしたでふえるという希望的観測もあるけども、本来これだけ来とるのや。この実績で見ると12万2792人来とるのや。観覧者の満足度調査で目標と実績でな。特別展示とかそんなんじゃないよ。博物館に来とるのが12万2000何が来とるのや。それをずっとそういう展示を変えたり何かして変化を持たせて来とるという機能のものの中に今回これが入っていくとすると、半分ぐらいの機能を取ってしまうわけやな、今の博物館の。そこらの整理もきちっとせんと、この、委員長が言われる事業効果というのも単発ではあるかわからんけど、1年で終わるんやったらもう間借りでええよ。でも、あなたらの今の説明では間借りじゃないんやから、不思議なんやけどな、俺はまだ納得してへんよ。条例も変えやんと間借りはするのに別の条例もってくるなんて、もう全然納得できやんけ

ども、そこはもう一遍議論しながら明らかにするけれども、そのことよりも、基本設計であんたらがこれ外したいと言うてきとる割にしては、とてもやないが、その辺の説明ができやんとやな、今度は。前なら公害のあり方検討会か何かでこんなこと言われたで、こんなん出しましたという話は、話としては俺らは聞けるんやけど、今度はそうじゃないんやわな。また逆に言うと、俺がこの間言うたみたいに、博物館の運営協議会に聞いてきて、議論してもろうてやらなあかん話や。すると、逆に言うと、俺らがここであんまり早計に言えやんのは、12万2000人が減ったらどうするんやって別の見方する人に言われた場合にわからん話や。俺からすると減ると思う、博物館の機能全体としてはな。そんな毎回毎回資料館のところのリニューアルできるわけじゃないし、そういうものではないやん。そうすると、よっぽど考えやんと、あんたらは優秀やと思うとるで、ちょっと自分らの部署の責任として、乗り切れやんのやったら、もう環境部から政策推進部へ放れさ。環境部でやる問題と違うのにあんたらがしとるんでな。

諸岡 覚委員長

ちょっとごめんなさい、人数のところもう一回確認、私の方からも教えてもらいたいんですが、先ほどの説明だと、もともと常設展示で2万2000人だか3000人だか来ていて、3万3000人純増で、しかし事業効果としてはその二万二、三千人にも見てもらうんだから、見てもらえばそれは効果として上げられるから5万5000人なんだという、そういう説明だったと思います。そうすると、特別展示含めると年間12万人来ていて、そうすると7万人はここを見ずに素通りしていくという想定をされているということですか。もし見てもらえるんだったらそれも含めるのが足し算としては適正なのかなと思ったんですが。見てもらえないという前提ですか。

樋口資料館準備室長

見てもらいたいとは思っています。ただ、プラネタリウムとか企画展示、ここに来られる方は非常に指向性の高い方が来られております。例えばプラネタリウム、ピカチュウのいうところで来られたところで人数がいっぱいいますので、そこまではやはりカウントせずに、環境に関心のある方等で積算をさせていただきました。

諸岡 覚委員長

はい、わかりました。他にございますか。

冒頭申し上げましたとおり、この場合は採決にまで行く会議ではございません。あくまでも聞き置くという会議でございますので、ある程度議論も論点自体は出尽くした感が、委員長の見方からはそのように見受けられますけれども、今までとは違う論点でまだございましたら、それは受けますが、そういったご意見、ご質問の方いらっしゃいますか。なければこれでこれは終了させていただいて、きょうの議論を踏まえた上で理事者の方が全体会に上げるかどうかをまた判断を委ねることになりますが、他の論点ございますか。

川村幸康委員

これは案なんやけど、オープンになっとるもんか。案は案でわかるんやけども、私が言う指摘したようなことがあると、案としてもひとり歩きするとまずいんと違うかなと思っるところもあるのやけど。

諸岡 覚委員長

これは対外的にオープンですか。

樋口資料館準備室長

この案につきましては、今回この説明会で初めて出させていただきます。この委員会、それとあり方検討会に示し、最終的な意見をもって、最後、案を外したものにさせていただきます。

川村幸康委員

私が思うには、例えば所轄するところは違うところでやっとなると妙な感じもするんやけど、博物館の運営協議会とかそういったところの視点で見てもらうと、例えばこれで常設外されて特別展示で使われると、12万幾ら来て二万五、六千人来たのがこれだけ減ってしまう、もう逆に言うと変えとっても特別展示に2万2000人が来るというとな。資料館としてこれからもずっと変化なしのものを置いたときに事業効果としてあるのは、博物館の見方ってあると思うんやわな。そこらをきちっと出してこんうちにこれを出すっていうのはええのかなと思って。前の公害に関する資料館のあり方検討会的时候にも、議会にも示されたけれどもあり方で一遍きちっともんでもらわんとあかんといって出しませんでし

たやんか。私らに示しただけで、外へは。そういうものなのかな。

それからもう一個は、関係者が多いわけやで、公害患者の会とかいろいろな、関心持つとる人らがな。その人らからいうと、そこらとの調整してへんのに、保養所の件も、出してもええのかなと思って。これで見ると保養所機能を廃止するのは知っとるわけやけど、活動エリアはここになっていくというようなことになると、少しやっぱりボタンのかけ違い、コントロールきかんところでもめへんかなと私は思うんやけどな。

諸岡 覚委員長

ちなみに、先ほど来川村委員から指摘のある、今まで常設展示と特別展示、特別展示をころころ入れかえながら二万数千人キープしていたものが、これが公害資料館ということでどんとスペースをとってしまうと、特別展示の頻度も落ちていって、それによって客の回転も低くなるんじゃないか、そういうようなご指摘だったと思うんですけども、この資料2のところで言うと、特別展示っていうのはどこでやっているのか。それで、博物館としては今までどおりのペースで特別展示をしていけるんですか。

樋口資料館準備室長

特別展示、いわゆる企画展示ですけども、これは4階の部分ですが、ここに入ってございませぬ。4階につきましてはこれまでどおり博物館が所管し、ここで毎回入れかえた展示をしていくことになります。

諸岡 覚委員長

そうすると、特別展示はこれまでと変わらずできるということですね。確認だけ。

樋口資料館準備室長

はい、基本的にそうです。

諸岡 覚委員長

結構です。

他にございますか。

三平一良委員

財源措置、特定財源、見込みとなってるけど、これ1点しかなかったのか。県からはどうなんだろうということ。

それから、もうこれは既に申請してあるのかどうかという点について。

それと、広く市民・事業者等に対して寄附を働きかけるということが書いてあるんやけど、これは目標はどれだけでどんなふうにしとるのか。

樋口資料館準備室長

特定財源の発電用施設周辺地域振興事業費補助金につきましては、県の方に要望はしております。なお、この事業につきましては通常10月ごろに県から募集要綱等が出て、それによって申請していくという形になりますので、今のところ申請はしてございません。

また、広く市民・事業者等に対しての寄附の働きかけにつきましては、今後、その目標等について検討し、募集のあり方についてもやっていきたいというふうに考えております。

三平一良委員

そうすると、今まだ何もしてないということやな。

樋口資料館準備室長

今、検討が始まったところでございます。

諸岡 覚委員長

今検討中ということですね。

ごめんなさい、それで、先ほど三平委員の質問の見込みというのはどういう意味かということについて。見通しとしては間違いなくもらえるんですね、申請すれば。条件がそろってるということによろしいですね。

樋口資料館準備室長

今から強く要望していくということです。

諸岡 覚委員長

そうすると、これもまだもらえるかどうかは五分五分ぐらいのイメージということですね。

(「ほかにはないの」と呼ぶ者あり)

樋口資料館準備室長

まだ正式に募集もしていませんし、申請もしてございませんので、これからでございます。

諸岡 覚委員長

他にはなかったかということ。ほかのそういった補助金メニューがなかったのかという質問に対しては。

樋口資料館準備室長

他の補助金について既存の中で活用できるものはございませんでした。

三平一良委員

その点、よう調べた方がええと思うし、まあ通常国会前に申請すればいいんやけど、まだ時間はあると思うので、もっとよく調べてください。

それからその寄附の目標はないの。目標がなかったらそんなもの。

樋口資料館準備室長

広く市民・事業者について募集について企業等にもお話はさせていただいております。その協議の中で広く市民・事業者に寄附を募集するのであれば、その協力についてはやぶさかでないという返事はもらってございます。

三平一良委員

企業にお願いに行くのでも、これだけ要るからこれだけお願いしますというようなお願いをしに行かんと、何ぼでもええでくれというような話し方やったら、どこも協力してくれへんで。

樋口資料館準備室長

そういうご意見も踏まえまして検討を進めてまいりますので。

川村幸康委員

ちょっとそうすると、附帯決議を外すときの条件にあったことはどうなるのや。基本設計や基本計画してしもうたら、それはもう国や県の支援もらえやんで、それまでにきちっと出してやっていくという話しとったのに、設計してしもうたらもらえやんやんか。どういう観点とるの。だからそれは先に事前にやっとなあかんだことやろう、半年ぐらい前に。

諸岡 覚委員長

今回の説明、決定してきていただいた内容は、附帯決議の解除の要件を全部クリアしていると考えているかどうかという、そういうご指摘だと思いますが、これはクリアしているという判断に基づいて解除要請をされたということによろしいですね。

田中環境部長

はい、私ども当然、この附帯決議の解除を目指して今回のこのお時間を頂戴しております。そんな中で、今ございました国・県の何らかの負担、あるいは企業についても同じく負担ということでございますが、これにつきましては、これまでいろいろ議員説明会等々でご説明する中で、再三にわたり議会の皆様から頂戴したご意見でございます。それにつきましては、現時点ではこの資料のとおりの表現でございまして、今、鋭意関係者の皆さんと調整協議をしているということでございまして、こういった現状のご説明で私どもは現時点ではこれがお示しできる全てであるというふうに考えております。

諸岡 覚委員長

ということでございます。

他にございますか。

川村幸康委員

今の委員長の言葉に対しては、解除をしてほしい、になるやろうという判断を行政はしたということでええの、今の。どっちやったの、今の言葉。

諸岡 党委員長

要するに、解除に値する内容だという判断なんですね。

田中環境部長

はい、値すると申しますか、これが私どもができる今の現状精いっぱいの資料ということとです。

諸岡 党委員長

ちょっと部長、附帯決議を付したわけです。その附帯の中身をクリアしたから附帯解除の要請があったというふうに委員会としては当然認識をしたいんですけども、そこを明確に自信を持って言うていただかんと、審議することができないと思うんですよ。そこを自信を持って言うてもらいたいんですが、いかがですか、部長。

田中環境部長

私どもの理解としては、そういった条件が整ったということでございます。

諸岡 党委員長

附帯解除の要件が全部クリアできているということですね。

田中環境部長

はい、私どもの認識としてはそういうことでございます。

諸岡 党委員長

はい、結構です。

では、他の論点ではまだございますか。

(なし)

諸岡 党委員長

なければ、当分科会におけるこの附帯解除の要請の説明の聞き取りというか、これは終了させていただきたいと思います。きょうのこの各委員から出たご意見も考慮に入れていただいて、今後、全体会に解除要請をしていくかどうかは理事者の方でご判断をいただきたい、そのように申し述べて、この分に関しては終わります。

休憩に入りまして、後ほど最後に、株式会社四日市生活環境公社の資産運用の大赤字を出したやつですけれども、これについて、協議会として切りかえて移っていきます。

休憩に移ります。再開15分といたします。

14：02 休憩

14：45 再開

諸岡 党委員長

その他事項に移ってまいりますが、まだきょうは3時前ですので、若干時間がございしますが、所管事務調査を行いたい旨の申し入れがございましたら、要望に従っていきたくと思いますが、何かございますか。

川村幸康委員

所管でもないんやけども、小川さんがよう言うてる負担金の話なんやけども、所管事務調査するなら。一戸建てやと負担金もらわんけど集合住宅やと負担金をもうとるとい、そういう現実がある中で、この間、補助金とか負担金についてやったんやけども、市の補助金、負担金の考え方として、同じ市営住宅でも一戸建てやと個人に負担させとるのやわ。集合住宅やと市が負担しとるのやわ、市営住宅でも集合住宅の場合。その辺、もしよければ補助金や負担金のことを一遍してもらえたらなと思うんやけどね。

諸岡 党委員長

今から所管事務調査でということですね。

川村幸康委員

それで、特に市営住宅は不明やと言うとるもんで、無視もできやんもんで小川さんはずっと聞き続けておるで。小さなテーマで1回で終わるならそれでもありやし、いや、ちょこちょこっとその他事項の所管事務調査にならんならならんでもええで、ちょっと一遍説明を受けたいなと。

諸岡 覚委員長

今から聞いていくつもりなんですけれども、休会中調査もありますので、きちっと資料をそろえていただいて、後日、その休会中所管事務調査のネタにしてもいいかとは思いますが。あくまでも所管事務調査ですから、今からという、緊急を要するものというイメージのご提案をいただければと思うんですが。

川村幸康委員

まあ今から、そこでも入るやろうな。

諸岡 覚委員長

どうでしょう、他の委員の皆さんのご意見も伺いたいですが。

伊藤修一委員

もしあれやったら、負担金、補助金のあの資料があるで、加藤さんからも補助金の話も前に出とったで、休会中の所管事務調査であれをまためくってみたらどうやろう。

川村幸康委員

ただ、あれは市が出しますやん。あと、市営住宅のあれは持ってない。

伊藤修一委員

所管事項も含めてというふうに委員長のほうで。

川村幸康委員

それでもいいです。

諸岡 党委員長

では、そんな感じで扱わせていただきます。

他にございますか、本日今から所管事務調査で。

(なし)

諸岡 党委員長

よろしいですか。では、所管事務調査については本日これで行わないということにさせていただきます。

今ご提案のありました負担金につきましては、きちっと資料要求をした上で、休会中所管事務調査でそれを扱っていくというふうにさせていただきます。休会中所管事務調査の日時を決めていく前に、ちょっと別件で話をさせていただきます。

7月、8月の休会中の所管事務調査の報告書につきまして、既に皆さんに配付をしております、正副委員長案として。これについてはまた後日各自修正等ございましたら、事務局へ申し出ていただくようお願いします。

ごめんなさい、理事者の皆さんはもうこれで終了ですので、ご退席ください。失礼しました。お疲れさまでした。

ということで、7月、8月の休会中所管事務調査はそういうことでお願いいたします。

で、次に、今議会休会中の調査活動ですけれども、先ほどいただきました負担金をテーマの一つもっていきたい。で、お手元の資料に、この日程の案、いってますよね。10月25日、11月12日で、予備日として10月17日、または10月18日がありますけれども、ベース、この10月25日と11月12日ということによろしいですか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

はい。で、この2日間を休会中所管事務調査という日程にさせていただきます。2回ありますので、それぞれ半日のイメージですので、2回あわせて先ほどの負担金ということでもさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

では、先ほど意見のありました負担金についての研究ということでさせていただきます。2回あわせて1日分ぐらいのイメージですね、午前、午後で。では、そのようにさせていただきます。

続きまして、4番目、議会報告会並びにシティ・ミーティングについてなんですが、次回は10月19日金曜日、18時半より三重地区市民センター別館大ホールにて、議会報告会とシティ・ミーティングが開催されます。で、これにつきましての役割分担、進行等について確認をしておきたいと思いますが、どのようにさせてもらいましょう。

(「前回の司会は誰だ」と呼ぶ者あり)

諸岡 党委員長

前回は議案が非常に少なかったので、私の方で議会報告会を全部、スライドを使ってやらせてもらったんだけど、今回、決算議会ということで物すごくボリュームが多いんですが、できればある程度分担してやってもらった方が皆さん発言の機会もふえるかなというふうに個人的に思うんですが、いかがいたしましょう。去年の決算……。

竹野兼主委員

去年の決算は、やっぱり前と同じように委員長がやって、各委員にこれについてどうですかみたいな補足の話を見せてもらったので、やっぱり正副でこういう形で基本をやってもらって。

諸岡 党委員長

そうしたら、議会報告会につきましては正副一任いただきまして、ざっとした説明を議案並びに決算ともにさせていただくと。それが終わった後に委員の皆さんから挙手いただいて、ちょっとそれでは物足らんという部分があったら補足説明をしていただくという形でよろしいですか。

(異議なし)

諸岡 党委員長

はい。時間配分なんですけれども、6時半から8時45分ですので、今回、ちょっと議案も多いので、議会報告会は、どうでしょう、6時半からですから、7時15分ぐらいまで45分ぐらいとってもいいのかなというふうに思います。説明30分、質疑15分ぐらいかなと思いますが。そんなイメージでよろしいでしょうか。で、5分ほど休憩した後に7時20分ぐらいから8時45分までシティ・ミーティングと。シティ・ミーティングについての司会進行は、どなたかしていただける方がございましたら。

(「前は伊藤さんにやってもらった」と呼ぶ者あり)

諸岡 党委員長

そうですね、今回三重地区市民センターですので、三重団地方面で我こそはと思う方いらっしゃったら。

(発言する者あり)

諸岡 党委員長

ちなみにその次が、12月が河原田小学校でしたね。河原田小学校のときは竹野さんにやっていたいて、この三重地区市民センターでの司会はどなたがしていただけますか
じゃあ、川島つながりということで、全然つながっていませんけど、伊藤嗣也委員でよろしいですか。シティ・ミーティングの司会です。シティ・ミーティングの司会は伊藤嗣也委員にお願いをいたします。

ということで、10月のシティ・ミーティングについてはこれで進めていきたいと思えます。

もう一つございます。12月の議会報告会とシティ・ミーティングなんですけれども、広報よっかいち11月上旬号にこのテーマを発表していかなければいけませんので、場所は先ほど言いました河原田小学校ですが、テーマを確定してほしいというふうに仰せつかって

おります。テーマは、これまでずっと交通施策と防災対策というふうに来てはいますが、
も、どうしましょう。

竹野兼主委員

河原田小学校って、本当にあそこ、何やったっけ、危ないところなんやろう。

諸岡 覚委員長

そうですね、活断層があって学校の……。

(発言する者あり)

竹野兼主委員

それこそ、その話をしたいと思われると違うのかなと。

(「ずらしたよね、学校は」と呼ぶ者あり)

諸岡 覚委員長

学校ずらしましたね、新築を。同じテーマでどうかというご意見をいただきましたが、
よろしいですか。

(異議なし)

諸岡 覚委員長

では、次回もそのようにさせていただきます。

櫻井議会事務局主幹

委員長、済みません、1点だけ、今、お配りさせていただいたA3の折ってある資料な
んですけれども、これの方は議会運営委員会でご議論いただきました議会報告会、シテ
ィ・ミーティングにおける市民意見のフィードバックの検討ということで、それぞれ出さ
れた意見を最終的に下の方、フローを見ていただきますと、市議会ホームページに掲載と

ということで、市民へ返していくというプロセスになります。その中で、今度10月19日に三重地区市民センターの方で議会報告会をしていただいた上で、まず一旦事前討議というような形をとっていただく必要が、一番上のフローなんですけど、ございまして、そこから議会報告会へ臨んでいただく。その上で、各常任委員会において意見の整理、これが10月25日になってこようかと思うんですが、で、その結果として議運で協議する、これについては議会として協議すべきということで、議員政策研究会であったり予算常任委員会全体会などの活用ですね。あと右の方に進む場合には、各常任委員会で議論をすべきものというふうな仕分けをしていただきます。それをさらに議運でその内容について協議していただいた上で、それぞれの二つに分類されると。もし各常任委員会に返ってきた場合には、11月12日の委員会所管事務調査の中でもそういったご議論をお願いしなきゃいけないかなと思いますので、ちょっとそういった流れだけご理解いただきたいと思います。

諸岡 党委員長

はい。ごめんなさい、この一番上の事前討議って何をやるんですか。

櫻井議会事務局主幹

実際には設定いただいたテーマについて内容のご確認であったりということになるんですが、都環に関しましては、また同じような防災対策であったり交通施策ということで、今話題になっておることでもありますし、去年からの引き続きのテーマでもありますので、ある程度皆さんにはご認識はあるかなと思いますので、改めての事前討議というのは必要ないかなというふうに考えておるんですが。

諸岡 党委員長

はい、わかりました。では、きょうのこの会議をもって事前討議としたいと思います。事前討議ですので、何かこのシティ・ミーティング、議会報告会に当たり、委員の皆さんで意思確認しておくべきことがあると思われる方はご発言ください。なければ、これまでのように各自、役割分担に応じて進めていただきたいと思います。

川村幸康委員

三重地区でするに当たっての事前討議でいうと、多分、防災のあれをやって、津波の浸

水で三重地区は多分かかるところとかからんところがあるのかな、あれ。小杉あたりはかかっとったんと違うかな。

諸岡 党委員長

ちょっと記憶にないけど。

川村幸康委員

下の方。上の方はかかってへんで、その辺がわかる資料があるんやったら、ちょっとそれを置いておいてもらおうといいかなと思うんだけど。三重地区のまちづくり構想が出てきて、そこで結構三重地区の、多分恐らく防火もあるけども、そういう、この間、都市計画審議会が出たような質問が出るのかなと思うのやわ、さまざまな角度で。だから、三重地区でやんのやでな、あの三重地区のまちづくり構想のあの冊子は概要版を私らもらったんや、都計審の委員やもんで。それがあるとええのかなと思って。安心して、聞かれたときでも例えば三重地区なんか……。

諸岡 党委員長

それは来てもらったお客さんに配るんじゃないくて、こちら側が控えとして持っておくという意味ですね。

川村幸康委員

そう。議員の方が持っとった方が。余分にあるなら余分にあってもいいんやろうけど。

諸岡 党委員長

ちょっと事務局、それ、ちょっと簡単なものを用意していただけますか。

(発言する者あり)

櫻井議会事務局主幹

今言われた津波のハザードマップと、あと三重地区のまちづくり構想について、資料が整い次第でボックスの方へ入れさせていただきます。

(発言する者あり)

川村幸康委員

分厚いのじゃなくて、概要版みたいな小さいのでええと思うな。

櫻井議会事務局主幹

はい、もし必要であれば、ちょっと都市計画課の方にもご相談いただくということよろしいでしょうか。

諸岡 覚委員長

はい、それで結構です。

他にございますか。

(なし)

諸岡 覚委員長

なければ、事前討議を終了します。

これで全て終了したつもりですが、皆様方の方から何かございましたらお願いいたします。

川村幸康委員

何度も審査中に発言したけど、公害資料館の件は、どう考えても教民やろうな、あのまんまでいくと、設置条例も変えやんのにと。ただ、ここの都環のメンバーの委員の認識、私だけやとあかんもんであれなんやけど、最初のスタートは公害資料館のあり方検討会から始まったもんでな、ここは。公害という入り口で入ったけれども、もう公害のあり方検討会の、もうこんだけになつとるので言えるんやけどさ、効力ないんやわな、出したんはもうヘルスプラザやったんやでさ。とてもこの行政側から一方的に出したのは、そういういきさつもあるので、公害のあり方検討会にお尋ねはするけど、本来お尋ねせなあかんのは博物館の運営協議会にお尋ねせなあかんのやろうなと思うとるのやわ、俺は、行政が。そ

うすると、所管は本来もう教民に行くんか、ここで合同でやるのかぐらいの話やろうなと思うとの。そうでないと、私はもし教民の委員やったら、都環に怒るもん。お前ら勝手に俺らがやっとする所管のところに入ってくるって、条例も変えやんと何考えとんのやと。教民の視点から見ると、来館者も減るしあれやないかという話もあると思うよ。ということを考えて、やっぱりこれは都環やないやろなという、手は離れとるんと違うんかと。ただ、行政が決めとるというけど、今のことでいくと、明らかになったのは、もう条例で博物館は手をつけないと言うとのやで、そのまんまだわな、教育施設だわな。そこをあれやっっていくというのは少しもう限界と違うかなと思って、議会が声を上げやな、行政ももう今さら自分らが出してったのは失敗でしたとはよう言わんやろうけど、少し議会が自立してこれを言うたらんと。

諸岡 覚委員長

さっきの答弁にもありましたけれども、間借りという言葉は使えないと。間借りではないんだと言いつつも、しかし独立した立場で博物館の中で場所を占有していくという表現が何ともわかりにくい表現といえわかりにくい表現であったと。今、川村委員がおっしゃったように、都環だけでこれを触っていくのには限界があるんじゃないかと。博物館の運営自体にも影響があるのでということですので、そういった意見がこの都環の委員会の中であるということは、これは議長になるのかな。

川村幸康委員

委員長、よろしい。もう一つは、委員会の所管からいくと逸脱してへんかなと思うとのやわ。

諸岡 覚委員長

一回また教民の委員長さんとも相談をしながら、教民と都環でどのようにこの議論の役割分担をしていくかを含めて。

川村幸康委員

条例に書いてあるやんか、委員会の所管が。そこには都環に関することで行政が出してきとるけど、もう全然議論してるのは教育に関することをしとると、本来、向こうでやら

なあかんという原則論に立ち返らんとあかんのかなと思って。

竹野兼主委員

ただ、予算はここについておるという意味であるんやわ。

川村幸康委員

予算は、公害資料館の準備の段階で、まだ向こうのつくる時の話やったけど、もうまるっきり……。

諸岡 覚委員長

あのときはまだ塩浜のヘルスプラザでという前提になっていて、それでこれを議論していく過程の中で、博物館ということになってきたので、どうしても博物館の運営自体も議論の終わりに入ってくるようになって、そうすると、博物館の運営のことを都環が触っていいのか、本来、教民の管轄じゃないかという、そういうことだと思うんですよ。

川村幸康委員

委員会条例にも書いてあるでな。

諸岡 覚委員長

教民の委員長さんとも一度協議をさせていただいて、この協議の場が果たして都環だけでいいのかということもちょっと一度議長の方にも、こういう意見が都環の中でもあるんだということは申し入れをさせていただきたいと思います。

川村幸康委員

言われたのは、博物館の運営委員の人に、私らはこれを都環で議論しているということをちょっと話したら、場違いと違うかと。で、うちに先に聞いてからやるのが本来やろうと言うとったで、まあそれはそうやなと言ったのは、世間話でしとったんやけど、ちょっと議会でこれは筋を直したらんと、寝違えとるで。行政はよう直さんの違うかなと思ってな。

諸岡 党委員長

わかりました。

伊藤修一委員

一応、きょうの会議の雰囲気というか、あれは全部理事者が同席しとったわけやで、きいてもらうと、で、この間、全協室でやったときも教民とどうやってすみ分けするんやという話は確かに出とったわけで、それは一応持って帰ってもらうことやと私は思うと、るのやわ。だから、この次どうするかは、やっぱりげたは向こうへ行っと思うのやわ。だから、向こうが結局どういうふうな考え方を持ってくるかは一回聞かせてもらうということも必要かわからんなど。

川村幸康委員

ただ、聞いたときは、二本立てでいくという中途半端に言うもったやろう。

伊藤修一委員

考え方としては、もうそういうテナント方式みたいところで予算が分かれてますよというのはいりかもわからんけれども、議会の意見は、やっぱり議員説明会のときもきょうも2回聞いとるわけやで、やっぱりげたは向こうやと思うと。そこがやっぱり、それも委員長の方でわかっってもらう方がええかもわからん。発言はしとるのやわ。

諸岡 党委員長

わかりました。

川村幸康委員

そこはわかる。

諸岡 党委員長

じゃあそんなところで。他にございますか。

(なし)

諸岡 党委員長

なければ、終了いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

ごめんなさい、委員長報告、分科会長報告につきましてはご一任いただきますようお願いいたします。

15 : 08 閉議